

市 章

大和高田市公報



市の木: さざんか

目 次

条例							
○大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(財	産	管	理	課)	• • • •	• 4
○大和高田市手数料条例及び大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例・・	(市		民		課)	• • • •	• 5
○大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例・・・・・	(保	険	医	療	課)	• • • •	• 6
規則							
○大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則・・・・・・・	(社	会	福	祉	課)	• • • •	• 7
○大和高田市市民交流センター条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(市月	民協	,働才	隹進	課)	• • • •	•14
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則							
の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(人		事		課)	• • • •	•46
○大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等							
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条							
例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(広	報	情	報	課)	• • • •	•47
訓令							
○大和高田市新庁舎建設基本構想等策定業務委託事業者選定委員会設置要							
綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(財	産	管	理	課)	• • • •	•49
告示							
○平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)等の要領の公表・・	(財		政		課)	• • • •	•50
○引取りのない自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(生	活	安	全	課)	• • • •	•55
○大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告							
示·····	(児	童	福	祉	課)	• • • •	•55
○大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示	(IJ)	• • • •	•56
○公示送達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(保	険	医	療	課)	• • • •	•56
○公示送達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(収	納	対	策	室)	• • • •	•57
○公示送達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(IJ)	• • • •	•57
○大和高田市高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱の一部を改正する告							
示·····	(健	康	増	進	課)	• • • •	•57
○大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会設置要綱・・・・・	(財	産	管	理	課)	• • • •	•58
○放置自転車等の移動・保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(生	活	安	全	課)	• • • •	• 59
○大和高田市公共下水道の供用及び処理の関連図面の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(下	水	ij	首	課)	• • • •	•60
公告							
○公売公告兼見積価額公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(収	納	対	策	室)	• • • •	•61
○公売公告兼見積価額公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(IJ)		•63
○高6枝旭北町地内管渠工事(54)・給配水管移設工事(G54)・配水							
管布設替工事に伴う舗装工事(旭北町)に関する条件付き一般競争入札公							
告	(契	約	監	理	室)		•65
○敷枝有井地内管渠工事 (64)・給配水管移設工事 (G64) に関する							
条件付き一般競争入札公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
○大字大中 5 7 2番 1 等に関する一般競争入札公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(財	産	管	理	課)	• • • •	•70

教育委員会
○教育委員会10月定例委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
選挙管理委員会
○選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・(選挙管理委員会)・・・・・73
監査委員事務局
○平成27年度出資団体の監査の実施結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
農業委員会
○農業委員会10月定例委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・(農 業 委 員 会)・・・・・75
公営事業
○指定給水装置工事事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(水 道 総 務 課)・・・・・75
 ○配水管布設替工事(根成柿)に関する条件付き一般競争入札公告·····(" ") ·····75
○配水管布設工事及び消火栓新設工事(日之出町)に関する条件付き一般
競争入札公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
○配水管布設替工事及び消火栓新設工事(有井第4工区)に関する条件付
き一般競争入札公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

公布された条例のあらまし

◇大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例

1 理由

新庁舎建設に係る基本構想及び基本計画を策定するため、市長の附属機関として大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会を設置するに当たり必要な事項を定めるものです。

2 内容

大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会を設置するに当たり必要な事項を定めます。

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市手数料条例及び大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

コンビニエンスストアにおいて個人番号カードを利用した市民税の課税に関する証明書、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を開始することに伴い、新たに交付手数料額を設定するとともに、 印鑑登録証明書の交付に係る規定について所要の規定の整備を行います。

- 2 改正の内容
 - (1) 大和高田市手数料条例の一部改正(第1条関係)
 - ・市民税の課税に関する証明書を多機能端末機により交付する場合の手数料を1枚につき200円とします。
 - ・住民票の写しを多機能端末機により交付する場合の手数料を1通につき200円とします。
 - ・印鑑登録証明書を多機能端末機により交付する場合の手数料を1通につき200円とします。(別表関係)
 - (2) 大和高田市印鑑条例の一部改正(第2条関係)
 - ・印鑑登録証明書を作成する手法として、多機能端末機から出力する方法を加えます。 (第 13条関係)
 - ・印鑑登録を受けた者自らが印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合にあっては、印鑑 登録証に代えて個人番号カードを提示することによっても申請を行えるよう規定します。 (第14条関係)
 - ・多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について規定します。(第14条の2関係)
- 3 施行期日

平成29年3月1日

◇大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、引用する条項について所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令において定められている、児童扶養手当の支給額及び 支給停止額について見直しが行われたことに伴い、政令の引用条項を改めます。(第3条の2関係)

3 施行期日

公布の日

条例

条例第32号

大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例をここに公布する。

平成28年9月14日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会条例

(設置)

第1条 大和高田市新庁舎建設基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)の策定に関し 必要な事項について調査審議を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4 第3項の規定に基づき、大和高田市新庁舎建設基本構想等策定委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を報告書としてまとめ、市長にその意見を答申するものとする。
 - (1) 基本構想等の策定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、大和高田市新庁舎の整備に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 公募による市民
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が所掌する事務を完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集 する会議は、市長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部財産管理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第3 5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「退職手当審査会の委員」の次に「、新庁舎建設基本構想等策定委員会の委員」を 加える。

別表第1中

Γ

退職手当審査会の委員	日額 12,000円	
------------	------------	--

トを

退職手当審査会の委員	日額	12,	000円
新庁舎建設基本構想等策定委員会の委員	日額	12,	000円

」に改める。

(この条例の失効)

3 この条例は、第2条の規定による市長の諮問に対し委員会が所掌する事務を完了した日をもって、その効力を失う。

条例第33号

大和高田市手数料条例及び大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成28年9月14日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市手数料条例及び大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例 (大和高田市手数料条例の一部改正)

第1条 大和高田市手数料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。 別表中「

市民税の課税に関す	1 枚につき	300円
る証明書交付手数料		

1を

Γ

市民税の課税に関す 1 枚につき 3 0 0 円 る証明書交付手数料 ただし、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。)により交付する場合 1 枚につき 2 0 0 円

」に、

Γ

住民票の写しの交付 1 通につき 3 0 0 円 手数料

」を

住民票の写しの交付 1 通につき 300円 手数料 ただし、多機能端末機により交付する場 合 1 通につき 200円 」に、 Γ 印鑑登録証明書交付 |1 通につき 300円 手数料 」を Γ 印鑑登録証明書交付 1 通につき 300円 手数料 |ただし、多機能端末機により交付する場 1通につき 200円 」に改める。

(大和高田市印鑑条例の一部改正)

第2条 大和高田市印鑑条例(昭和57年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「電子計算機」の次に「又は多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。)」を加える。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、登録者自らが印鑑登録の証明を受けようとする場合にあっては、印鑑登録証に代えて、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を提示して申請することができる。

第14条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の規定に基づく申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請を行う者が本人であること又は当該申請が本人の意思に基づくものであることの確認を行うものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条の2 前条第1項の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機において個人番号カード を利用し、暗証番号を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項の暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用い るものとして設定された暗証番号とする。

附則

この条例は、平成29年3月1日から施行する。

条例第34号

大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月14日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成8年条例第34号)の一部を次のように改正する。 第3条の2第1項第1号中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項の表の第2欄」に改め、同 項第2号及び第3号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、 平成28年8月1日から適用する。

規則

規則第5号

大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則を次のように定める。 平成28年3月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例(平成28年条例第20号。 以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が定める助成金控除額)

- 第2条 条例第5条第4号に規定する額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項 第1号に規定する保険医療機関の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は高齢者の 医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に定め る療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 外来療養である場合 500円
 - (2) 14日未満の入院療養である場合 500円
 - (3) 14日以上の入院療養である場合 1,000円

(受給資格の認定申請)

- 第3条 条例第5条の規定により助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、精神障害者医療費受給資格(後期高齢者)認定(更新)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。) に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 条例第2条第3号及び第4号に該当することを明らかにすることができる書類
 - (2) 高齢者医療確保法に基づく被保険者証
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123
 - 号)第54条第3項に基づく自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けた者にあっては、 自立支援医療受給者証(精神通院)
- 2 市長は、前項の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給資格の通知)

第4条 市長は、申請書を受理した場合において、申請者が条例第2条に定める要件に該当すると認めるときは精神障害者医療費受給資格(後期高齢者)認定通知書(様式第2号)を交付するものとし、当該要件に該当しないと認めるときはその理由を付し、精神障害者医療費受給資格(後期高齢者)認定申請却下通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(支給方法)

第5条 受給資格認定を受けた者(以下「対象者」という。)は、精神障害者医療費助成金(後期高齢者)支給申請書(様式第4号)及び精神障害者医療費助成金(後期高齢者)交付請求書(様式第5

- 号。以下「請求書」という。) に領収書その他自己負担金を医療機関等で支払ったことを証明する ものを添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、奈良県後期高齢者医療広域連合から市長に当該診療に係る自己負担金 その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたときは、対象者から市長に前項の請求書の提出 があったものとみなす。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは第 2条に規定する区分に応じ、当該区分に定める額を控除した額に相当する額を交付し、不適当と認 めるときは精神障害者医療費助成金(後期高齢者)交付請求却下通知書(様式第6号)により通知 するものとする。

(受給資格認定の更新申請等)

- 第7条 受給資格の認定期間は、受給資格認定の日から同日以後最初の7月31日又は精神障害者保 健福祉手帳の有効期限のいずれか早い日までとする。
- 2 対象者は、受給資格認定の更新を受けようとするときは、前項に規定する受給資格認定の有効期限までに、申請書に第3条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 3 第3条第2項及び第4条の規定は、前項の規定による受給資格認定の更新申請があった場合について準用する。

(届出)

- 第8条 条例第6条に規定する規則で定める事由は、次に掲げるものとし、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 対象者が住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の被保険者に該当しなくなったとき。
 - (3) 条例第2条第1項第3号又は第4号に規定する者に該当しなくなったとき。
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級に変更があったとき。
 - (5) 対象者が死亡したとき。
- 2 対象者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条の規定による届出義務 者は、死亡届を市長に提出しなければならない。

(受給者台帳の整備)

第9条 市長は、対象者について精神障害者医療(後期高齢者)受給者台帳(様式第7号)を作成し、 常に記載内容について整理しておかなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条及び第7条関係)

	精神	障害者図	医療費受	給資格	(後期	高齢者	者) 認	定	(更新)	申請書			
助成対	後期高齢者医療被保険者番号					氏		名					男 女
象者	後期高齢者医療保険者番号					生生	年 月	日			年	月	日生

所得状況	①助成対象者	②配偶者及び扶養義務者
氏 名		
個 人 番 号		
③控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	λ	۸ ا
(うち老人扶養親族の数(対象者の所得状況欄については、老人控除対		
象配偶者、特定扶養親族又は老人扶養親族の合計数))	(人)	人) (人)

④ 所	得額		F	円		円		円
⑤ 金	品等の額							
	雑	損	F	円		円		円
	医療	費	F	円		円		円
(C)	社 会 保 険 料		F	円		円		円
6	小規模企業共済等排	事 金	F	円		円		円
控	配偶者特別		F	円		円		円
	障害者(特別障害者を除く。)である控隊	余対象		人		人		人
	配偶者及び扶養親族の合計数		※	円	*	円	*	円
	特別障害者である控除対象配偶者及び技	夫養親		人		人		人
除	族の合計数		※	円	※	円	*	円
	障害者・特別障害者・寡婦(夫)・特定の	寡婦・	障・特障・寡婦(夫) 寡特・勤	•) •	障・特障・勤		障・特障・ (夫)・寡特・	
	勤労学生の別		*	円	*	円	*	円
	肉用牛の売却による農業所得についての	り免除						
	額			円		円		円
	※ 控 除 後 の 所 得 額			円		円		円
	※ 審 査			認	定 •	却	下	

 1 精神障害者になったため
 4 その他()

 ⑦交付申請事由 (交付事由発生年月日) 2 転入してきたため 3 後期高齢者医療制度に加入したため 年 月 日

上記のとおり精神障害者医療費受給資格(後期高齢者)の認定に当たり、以下の事項について同意し、上記のと おり申請します。

- ・この受給資格申請の審査を受けるために必要な所得等の情報を閲覧し、使用すること。
- ・この助成金の算出のため、精神障害者医療費受給資格(後期高齢者)の情報を奈良県後期高齢者医療広域連合 に提供すること。
- ・この助成金の算出のため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医 療の給付に関する情報を利用すること。
- ・この助成金の支給について、既に受給した助成金の差額に関する相殺を受けること。

年 月 日

申請者 住所 氏名

囙

大和高田市長 殿

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

精神障害者医療費受給資格(後期高齢者)認定通知書

第 号 年 月 日

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費受給資格(後期高齢者)認定申請につ いては、次のとおり認定したので通知します。

記

受給資格の認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号(第4条関係)

精神障害者医療費受給資格(後期高齢者)認定申請却下通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

大和高田市長

囙

年 月 日付けで申請のあった精神障害者医療費受給資格(後期高齢者)認定申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年 を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第5条関係)

精神障害者医療費助成金(後期高齢者)支給申請書

(表面)

後期高齢者医療 被保険者番号												
(ふりがな)							男					
氏 名							女			年	月	日生
	(₹	=	_	_)							
住 所												
						(電話番	号	_)	

大和高田市長 殿

上記のとおり、精神障害者医療費助成金(後期高齢者)の支給を申請します。 なお、助成金の交付後において、助成金を調整する必要が生じた場合又は市が徴収権を有する 医療保険料(税)が滞納となった場合は、次月以降の交付額において相殺、充当することに同 意します。

年 月 日

申請者(被保険者)

氏名

印

						銀行						店
		金融	機関名			信金・信						店
	座	7 급사사()	== ==	ļ <u>1</u> -	<u> </u>	農協		- 4) o		出的	長所
振		金融機區	関コード 単通	<u> </u> ・当座・2	この針	 口座番号	万官	iiコー	- F			
	頼欄	J.P.亚/19	型川 日四	フリガナ		日圧宙り		<u> </u>				
		口应	至名義人 									
			:/[1 7 X]/\									
					(裏	面)						
(委	任状)				17-1	, 1111 /						
私	は、					の権限を委任		- 1/ .\ a	~ vi. Ai	マ) マ 月日し	ニッ 、	_ 1
	1	平 月	日に前	求した精性	門草吉有世	医療費助成金	(俊期尚断	i者)∪	ク安ヤ	貝に関う	するこ	ے کی
申	請者	(被保険	者)の住所	、氏名								
//	<u>-m ı</u>	- Nr	- L						É	<u> </u>		
什	理人の	の住所、	氏名									
									É	印		
										<u>-1`-</u>		
1. 4.4		<u></u>										
様式第	55号	(第5条			A 4- 1n #	/ / ク ユムロ 士 比人 士/	\ /1.3±_1	\ 				
			精仲陣	吉有医療到	費助成金	(後期高齢者)父付詴丬	き				
十和国	三田市	長 殿						年		月	ŀ	∃
ノヘイロロ	<u>1</u> 1 11 +	火 //×				/ +h =± ±±\ /	<u> </u>	<u></u>	₽~			
						(申請者) 亻		局出「	Į1			
						ļ					F	印
						7	TEL					
	※金		Р	∃								
<i>t- t</i>	ぎし、	年	日分 医乳	—— 去弗助战全	たト記の	とおり交付さ	カストら詰	401 4	ヒナ			
なお、	上記	ー 金額を登	録の口座に打	^長 り込んで	を工能いください。	CWYXNC.	かん マロコ	小しょ	- У о			
	資格語	朮			受							
	1貝俗6 古番号							,		п	н ц	
	医療保					生年月日 入医療保険		1	年	月	日生	
						7.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6	記号		番号	,		
◎診療月	ごとに申	請してくださ	い。添付する領収	書は受診者名・受	受診日・保険点	数・金額・医療機関	名・領収印のある	ものに限	!ります。)		
												決定
			【医療等	の状況】		年	月分					番号
	년 4축1	44.88 万				元本級用	10					*
入		<u>幾関名</u> 日数	総点数	自己負担	担支払額	医療機関コー 高額療養費	一部負担	11金		支給額		
院		日								24/14/20	ш	
120	(-	~)	点	L	円	円		円			円	

		医療機関	名			医療機	関コー	ド				
	1	日数	総点数	自己負担	支払額	高額療	養費	_	部負担金	支給物	頂	
		目	点		円		円		円		円	
	医療機関名					医療機関コード						
	2	② 日数 総点数 自己負担支払額			高額療	高額療養費 一部負担金 支給額						
		目	点		円		円		円		円	
外		医療機関	名			医療機	関コー	ド				
来	(3)	日数	総点数	自己負担	支払額	高額療	養費	:	部負担金	支給額	質	
等		日	点		円		円		円		円	
		医療機関	名		医療機関コード							
	4	④ 日数 総点数 自己負担支払額		支払額	高額援	養費		部負担金	支給額	頁		
		目	点		円		円 円				円	
		医療機関	名			医療機	関コー	ド				
	(5)	日数	総点数	自己負担	支払額	高額頻	養費	一部負担金		支給額		
		日	点		円		円		円		円	
		_		自己負担	支払額	高額頻	養費	_:	部負担金	支給額	頁	
		合 計	-	円		円			円		円	
※確	※確認欄 保険の自己負担割合(1割・2割・3割		削)	※高	額療養	養費の有無 (限度額)			
*						決裁	以 年月日	1	名	平 月	日	
※ 決定						交价	寸年月日	1	名	平 月	日	
疋						台	帳確認		至	手 月	目	

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第6号(第6条関係)

精神障害者医療費助成金(後期高齢者)交付請求却下通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

大和高田市長

囙

年 月 日付けで請求のあった精神障害者医療費助成金交付請求については、下記の理由により請求を却下しましたので通知します。

記

(理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年 を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大

和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分 の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合に は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分 の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第9条関係)

		精神障害	者医療(征	後期高歯	計)受給者	台中	長			
心	年	齢		福祉管	理社	番号		個	人番号		
受給者番号	宛	名番号		世帯番	号				帯識別		
異動年月日		ナ氏名	· ·						年月日		
異動事由	氏	名						性	別		
異動理由		所								L	
届出年月日	電	話番号		管轄				大	和高田i		
交付情報	•							•			
申請制度				有効期	問						
認定制度				通院有		相問					
資格情報				四別日	2/17	311H1					
申請年月日				申請事	<u></u>						
取得年月日				取得理							
却下年月日				却下理							
喪失年月日				喪失事							
及人一月日				喪失理							
				2000	· · · ·	Į.					
			資格	履歴情	報						
受給者番号	状態	制度	有効期	間自	有	効期間3	Ē	通院		通院	î
								有効期	間自	有郊	期間至
保険情報											
保険者								保険種	· 异[
記号番号			付加給付	-					://: :得年月	Ħ	
被保険者名			続柄						、		
保険履歴情報			1/2 L 1 1					PRINCE	. / \ / / /	_'	
保険者番号	保険者名		記号番号	•		取得年	月日		喪失年	月日	
PRIOCE EE 13	PICIOC E · E		<u>па -5 ш -5</u>			-1/19 1	/ 1 [2000	<i>/ • •</i>	
		L							Į.		
保護者情報											
個人番号		世帯	番号				世	帯識別			
カナ氏名								年月日			
氏名							性	別			
住所											
続柄											
745ktn	ーイモニハ	1	k-k- /ett				17+7	· 			
手帳情報	手帳区分		等級	ı				害名			
手帳発行者			手帳番号								
手帳有効期限			個人番号	Ť .							
口座情報											
金融機関				支后	-						
					-						

口座種別	口座番号	口座名義人	
備考情報			

規則第21号

大和高田市市民交流センター条例施行規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市市民交流センター条例施行規則

目次

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 市民活動団体の登録(第4条~第8条)

第3章 事業

第1節 センターの貸出しに関する事業(第9条~第20条)

第2節 託児に関する事業 (第21条~第35条)

第3節 就学前児童を対象とした親子で憩い、ふれあいを促進するための事業 (第36条~ 第42条)

第4節 高齢者を対象とした健康、保健、介護、医療等の相談に関する事業(第43条~第48条)

第4章 自動車駐車場 (第49条~第51条)

第5章 補則(第52条~第58条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市市民交流センター条例(平成27年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 大和高田市市民交流センター(以下「センター」という。)の施設の開館時間及び休館 日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することが できる。

施設	開館時間	休館日
多目的室、会議室及び交流ス	午前9時から午後9時まで。	(1) 毎月第1月曜日及び
ペース	ただし、交流スペースの一般	第3月曜日。ただし、その
	開放は、午前9時から午後7	日が国民の祝日に関する
	時まで	法律(昭和23年法律第1
親と子のすこやか広場及び	午前9時から午後6時まで	78号)に規定する休日に
健康交流スペース		当たるときは、その日後に
託児室	午前7時30分から午後9	おいて、その日に最も近い
	時まで	休日でない日
		(2) 12月30日から翌
		年1月3日まで
自動車駐車場及び駐輪場	午前7時30分から午後9	12月30日から翌年1月
	時まで	3日まで

(事業)

第3条 センターは、条例第3条各号に掲げる業務に関し、次の事業を行う。

- (1) センターの貸出しに関する事業
- (2) 託児に関する事業
- (3) 就学前児童を対象とした親子で憩い、ふれあいを促進するための事業
- (4) 高齢者を対象とした健康、保健、介護、医療等の相談に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第2章 市民活動団体の登録

(登録の申請)

- 第4条 条例第4条の規定による登録を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、 市民活動団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、市民 活動団体登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を当該申請団体に交付するものとする。 (登録証の有効期限等)
- 第5条 登録証の有効期限(以下「有効期限」という。)は、当該登録証の交付のあった年度の属する年度の末日までとする。
- 2 前条の規定により市民活動団体として登録された団体(以下「登録団体」という。)が有効期限後も引き続き登録の継続を希望するときは、有効期限の1月前から満了日までの間に登録 更新の申請を行うことができる。
- 3 前項の登録更新の申請に係る手続については、前条の規定の例による。 (登録の変更)
- 第6条 登録団体は、第4条の規定による登録事項に変更が生じたときは、速やかに市民活動団 体登録事項変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第7条 登録団体は、当該登録を廃止しようとするときは、市民活動団体登録廃止届出書(様式 第4号)に、交付を受けた市民活動団体登録証を添えて市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

- 第8条 市長は、登録団体が次に掲げるいずれかに該当するときは、市民活動団体の登録を抹消 することができる。
 - (1) 登録団体が解散したとき。
 - (2) 条例及びこの規則の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録団体の登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき。

第3章 事業

第1節 センターの貸出しに関する事業

(使用許可の申請)

- 第9条 多目的室若しくは会議室を使用しようとする者又は交流スペースの一部を専用的に使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、市民交流センター使用許可申請書(様式第5号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書の受付は、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日時から行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

施設	受付開始日時
市民活動団体が、多目的室又は会議室を使用 する場合	使用する日(以下「使用日」という。)の前 6月に当たる日の属する月の初日の午前9
	時
市民活動団体以外の者が、多目的室又は会議	使用日の前3月に当たる日の属する月の初
室を使用する場合	日の午前9時

第333号

交流スペースの一部を専用的に使用する場

備考

受付開始日時が休館日に当たるときは、その日後において最も近い休館日でない日の午前9時 から申請書の受付を行うものとする。

(使用許可書の交付)

- 第10条 市長は、前条第1項の申請書を審査し、施設の使用を許可したときは、市民交流セン ター使用許可書(様式第6号。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。
- 前項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可を受けた 施設の使用に際し、当該許可書を携帯するとともに、市長の指定する者(以下「係員」という。) の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用料の納付)

第11条 前条第1項の規定による許可に係る使用料は、当該使用の許可を受けたときに納付し なければならない。

(使用の不許可)

第12条 市長は、第9条第1項の申請書を審査し、施設の使用を不許可としたときは、市民交 流センター使用不許可通知書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更申請)

- 第13条 使用者は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、直ちに市民交流センタ 一使用許可変更申請書(様式第8号)に変更前の許可書を添えて市長に提出しなければならな い。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、使用許可を受けた事項の変更を承認 したときは、市民交流センター使用許可変更承認通知書(様式第9号)を使用者に交付するも のとする。この場合において、使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるもの とする。

(使用許可の取下げの届出)

- 第14条 使用者は、施設の使用の許可を取り下げようとするときは、直ちに市民交流センター 使用許可取下げ申請書(様式第10号)に取下げ前の許可書を添えて市長に提出しなければな らない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、使用の許可の取下げを承認したときは市 民交流センター使用許可取下げ承諾書(様式第11号)を使用者に交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第15条 市長は、第10条第1項の規定による許可を取り消し、又はその使用を制限し、若し くは停止し、若しくは退去を命ずる場合においては、市民交流センター使用許可取消等通知書 (様式第12号) により直ちに使用者にその旨を通知するものとする。

(附属設備等の使用料)

第16条 附属設備等の使用料は、別表に定めるとおりとする。ただし、登録団体が当該登録団 体の登録趣旨に基づく活動の使用に伴い附属設備等を使用するときは、当該附属設備等の使用 料は免除する。

(使用料の減免)

- 第17条 条例第11条の規定により多目的室若しくは会議室を使用する場合又は交流スペー スの一部を専用的に使用する場合において当該使用料を減額し、又は免除することができる場 合及びその額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)市が使用する場合 全額
 - 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長が必要と認める (2)

額

- 2 前項第2号の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市民交流センター 使用料減免申請書(様式第13号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。 (使用料の還付)
- 第18条 条例第12条ただし書の規定により多目的室若しくは会議室を使用する場合又は交流スペースの一部を専用的に使用する場合において当該使用料を還付することができる場合 及びその額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき 全額
 - (2) 多目的室又は会議室の使用につき、使用日の7日前までに使用許可の取下げを行ったとき 半額
 - (3) 交流スペースの一部の専用的使用につき、使用日の3日前までに使用許可の取下げを行ったとき 半額
 - (4) 前2号に掲げる施設につき、当該各号に定める期日までにその使用を変更した場合において、既納の使用料に過納が生じたとき 過納額の半額
- 2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、市民交流センター使用料還付申請 書兼還付金領収書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。この場合において、当 該還付を受けようとする者が市民交流センター変更承認通知書の交付を受けている場合は当 該通知書を、市民交流センター使用許可取下げ承諾書の交付を受けている場合は当該承諾書を、 市民交流センター使用許可取消等通知書の交付を受けている場合は当該通知書を係員に提示 しなければならない。

(特別な設備の許可)

- 第19条 条例第14条の規定により使用者が特別な設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、市民交流センター特別設備使用許可申請書(様式第15号)に当該特別な設備の仕様書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請について適当と認めるときは、市民交流センター特別設備使 用許可書(様式第16号)を使用者に交付するものとする。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。
- 4 特別な設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用する場合の費用については、全て使用者 の負担とする。

(交流スペースでの催事の開催)

- 第20条 市長は、センターの設置目的を達成するために必要があると認める場合は、交流スペースでの催事の開催を許可することができる。
- 2 前項の許可を受けることができる者は、市、国若しくは他の地方公共団体又は登録団体に限る。
- 3 交流スペースでの催事の開催をするために使用する場合の申請書の受付は、使用日の前6月 に当たる日に属する月の初日の午前9時から行うものとする。
- 4 交流スペースでの催事の開催をするために使用する場合の使用料は、無料とする。ただし、 附属設備等の使用料については、この限りでない。
- 5 前各項に掲げるもののほか、交流スペースでの催事の開催をするために使用する場合の手続等については、多目的室若しくは会議室を使用しようとする場合又は交流スペースの一部を専用的に使用しようする場合の規定の例による。

第2節 託児に関する事業

(託児室事業の実施)

第21条 託児に関する事業(以下「託児室事業」という。)は、託児室において実施するものとする。

(託児室事業を利用することができる者)

第22条 託児室事業を利用することができる者は、条例第5条第2項及び条例別表第1(2)の(ア) に規定する者とする。

(託児室事業の利用定員等)

- 第23条 託児室事業の利用定員は、おおむね15人とする。
- 2 市長は、前項の利用定員の範囲内において、配置する職員の数及び利用する子どもの年齢等に応 じ、利用できる人数を決定するものとする。

(託児室事業の利用限度)

- 第24条 託児室事業を利用できる時間及び日数は、1日当たり4時間以内かつ1月当たり12日を 限度とする。この場合において、1日とは、利用した時間にかかわらず、利用した日を1日とする。 (託児室事業の利用登録)
- 第25条 託児室事業を利用しようとする者(以下「託児室事業利用申請者」という。)は、次条第 1項の規定による利用の許可の申請に先立ち、市民交流センター託児室事業利用登録申請書(様式 第17号)を市長に提出し、登録を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、市民交流センター託児室 事業利用登録カード(様式第18号。以下「登録カード」という。)を当該託児室事業利用申請者 に交付するものとする。
- 3 登録カードの交付を受けた者(以下「託児室事業利用登録者」という。)は、当該登録に係る事項に変更が生じたときは、市民交流センター託児室事業利用登録変更届(様式第19号)により、直ちに市長に届け出なければならない。
- 4 託児室事業利用登録者は、登録カードを破損し、又は紛失したときは、市民交流センター託児室 事業利用登録カード再交付申請書(様式第20号)を市長に提出し、再交付を受けなければならな い。
- 5 託児室事業を利用する場合においては、託児室事業利用登録者は、登録カードを携帯するとともに、係員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(託児室事業の利用許可の申請等)

- 第26条 託児室事業利用申請者は、市民交流センター託児室事業利用許可申請書(様式第21号。以下「託児室利用申請書」という。)に登録カードを添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書の受付は、使用日の前1月に当たる日の属する月の初日の午後1時から行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による受付開始日時が休館日に当たるときは、その日後において最も近い休館日でない日の午後1時から申請書の受付を行うものとする。
- 4 託児室事業利用申請者は、第2項又は第3項に定める日時以後において、託児室窓口又は電話により利用の予約を行うことができる。この場合において、第1項の託児室利用申請書は、当該申請に係る利用の日時までに市長に提出しなければならない。

(託児室利用許可書の交付)

- 第27条 市長は、前条第1項の託児室利用申請書を審査し、託児室事業の利用を許可したときは、市民交流センター託児室事業利用許可通知書(様式第22号。以下「託児室利用許可書」という。)を託児室事業利用申請者に交付するものとする。
- 2 託児室事業の利用について許可を受けた者(以下「託児室事業利用者」という。)は、託児 室利用許可書を携帯するとともに、係員の請求があったときは、これを提示しなければならな い。

(託児室の使用料の納付)

第28条 前条第1項の規定による許可に係る使用料は、当該利用の許可に基づき託児室事業を

利用するときまでに納付しなければならない。

(託児室事業の利用の不許可)

第29条 市長は、第26条第1項の託児室利用申請書を審査し、託児室事業の利用を不許可と したときは、市民交流センター託児室事業利用不許可通知書(様式第23号)を託児室事業利 用申請者に交付するものとする。

(託児室事業利用許可の変更申請)

- 第30条 託児室事業利用者は、利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、直ちに市民 交流センター託児室事業利用許可変更申請書(様式第24号)に変更前の託児室利用許可書を 添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、利用許可を受けた事項の変更を承認 したときは、市民交流センター託児室事業利用許可変更承認通知書(様式第25号)を託児室事 業利用者に交付するものとする。

(託児室事業利用許可の取下げの届出)

第31条 託児室事業利用者は、利用許可を取り下げようとするときは、直ちに市民交流センター託児室事業利用許可取下げ届出書(様式第26号)に取下げ前の託児室利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(託児室事業利用許可の取消し等)

第32条 市長は、第27条第1項の規定による許可を取り消す場合においては、市民交流センター託児室事業利用許可取消通知書(様式第27号)により直ちに託児室事業利用者にその旨を通知するものとする。

(託児室の使用料の減免)

- 第33条 条例第11条の規定により託児室の使用料を減額し、又は免除することができる場合 及びその額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 市が使用する場合 全額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長が必要と認める 額
- 2 前項第2号の規定により、託児室の使用料の減免を受けようとする者は、市民交流センター 託児室使用料減免申請書(様式第28号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(託児室の使用料の還付)

- 第34条 条例第12条ただし書の規定により託児室の使用料を還付することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき 全額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長が必要と認める 額
- 2 前項の規定により、託児室の使用料の還付を受けようとする者は、市民交流センター託児室 使用料還付申請書兼還付金領収書(様式第29号)に、前納した使用料の領収書を添えて市長 に提出しなければならない。

(託児室の運営)

第35条 託児室事業の運営は、福祉部保育課において処理する。

第3節 就学前児童を対象とした親子で憩い、ふれあいを促進するための事業 (すこやか広場事業の実施)

第36条 就学前児童を対象とした親子で憩い、ふれあいを促進するための事業(以下「すこや か広場事業」という。)は、親と子のすこやか広場において実施するものとする。

(すこやか広場事業の内容)

- 第37条 すこやか広場事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 親と子のふれあいの場の提供
 - (2) 子育て家庭の交流の場の提供
 - (3) 子育てに関する情報の提供
 - (4) 子育てに関する相談及び支援
 - (5) 子育てに関する講演会等の実施
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(すこやか広場事業を利用することができる者)

第38条 すこやか広場事業を利用することができる者は、市内に住所を有する小学生未満の子どもとする。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第146号)第6条に規定する保護者とともに利用する場合に限る。

(すこやか広場事業の利用料)

第39条 すこやか広場事業の利用料は、無料とする。ただし、市長は、講演会等の実施に伴う実費 について、別に徴収することができる。

(すこやか広場事業の利用手続)

第40条 すこやか広場事業を利用しようとする者は、受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

(すこやか広場事業の利用制限)

第41条 市長は、すこやか広場事業の管理運営上支障があると認める利用者に対しては、その利用 を制限することができる。

(すこやか広場の運営)

第42条 すこやか広場事業の運営は、福祉部児童福祉課において処理する。

第4節 高齢者を対象とした健康、保健、介護、医療等の相談に関する事業

(高齢者いきいき相談室事業の実施)

第43条 高齢者を対象とした健康、保健、介護、医療等の相談に関する事業(以下「高齢者いきいき相談室事業」という。)は、健康交流スペースにおいて実施するものとする。

(高齢者いきいき相談室事業の内容)

- 第44条 高齢者いきいき相談室事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 高齢者を対象とした健康、保健、介護、医療に関する相談その他各種行政サービスに関する相談
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(高齢者いきいき相談室事業を利用することができる者)

第45条 高齢者いきいき相談室事業を利用することができる者は、市内に住所を有する65歳 以上の者とする。

(高齢者いきいき相談室事業の利用料)

第46条 高齢者いきいき相談室事業の利用料は、無料とする。

(高齢者いきいき相談室事業の利用制限)

第47条 市長は、高齢者いきいき相談室事業の管理運営上支障があると認める利用者に対しては、 その利用を制限することができる。

(高齢者いきいき相談室事業の運営)

第48条 高齢者いきいき相談室事業の運営は、保健部地域包括支援課において処理する。

第4章 自動車駐車場

(駐車券)

第49条 自動車駐車場に自動車を駐車させる者は、自動車を入庫させる際に自動発券機により 駐車券の交付を受けなければならない。 2 前項の駐車券の交付を受けた者が当該駐車券を亡失し、又は破損したときは、市長が別に定める方法により使用料を納付しなければならない。

(自動車駐車場の使用料の納付)

第50条 自動車駐車場の使用料は、自動車を出庫させる際に精算機に駐車券を挿入し、計算された使用料を精算機に投入するものとする。

(自動車駐車場の使用料の減免)

- 第51条 条例第18条の規定により自動車駐車場の使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第3条各号の事業の利用者が使用する場合 入庫から1時間までの駐車料金の額
 - (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急車両が使用する場合 全額
 - (3) 国、地方公共団体等の職員が防災、救助活動その他緊急を要する業務を行うために使用する場合 全額
 - (4) センターの管理業務のために使用する場合 全額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が必要と認める額

第5章 補則

(使用料の後納)

- 第52条 条例第10条ただし書の規定により使用料を後納することができる場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 自動車駐車場の使用料を納付するとき。
 - (2) 附属設備等の使用料を納付するとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用者の遵守事項)

- 第53条 使用者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 施設の収容定員を超えて入場させないこと。
 - (2) 入場者の安全を確保すること。
 - (3) センター内外の秩序を維持するため、必要な責任者及び整理員を置くこと。
 - (4) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
 - (5) 許可を受けないで金品の寄附、募集行為又は物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布をしないこと。
 - (6) 許可を受けないで館内に貼り紙、釘打等をしないこと。
 - (7) 入場者に対して次条の規定を遵守させること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

- 第54条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失しないこと。
 - (2) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (3) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
 - (4) 許可を受けないで物品の販売、宣伝その他営利活動又は飲酒をしないこと。
 - (5) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(係員の立入り)

第55条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の場所に係員を立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(汚損等の届出)

第56条 使用者及び入館者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第57条 使用者は、条例第15条の規定により施設等を原状に復したときは、その旨を届け出 て係員の点検を受けなければならない。

(補則)

第58条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号から第4号までの事業 に係る規定は、平成28年5月1日から施行する。

別表(第16条関係)

附属設備等の名称	単位	1回当たりの使用料(単位:円)
液晶プロジェクター	1セット	1,000
ピアノ	1台	3, 000
マイク設備	1本	5 0 0
演台	1台	100
司会者台	1台	100
持込み器具電源使用料	1 KW	100

備考

- 1 「1回当たりの使用料」は、1日につき1回として算定する。ただし、持込み器具電源使用料については、午前、午後又は夜間それぞれの使用区分を「1回」とする。
- 2 附属設備等は、仕込みを行った時点から使用したものとする。
- 3 この表の使用料には、ピアノ調律に係る人件費は含まない。

様式第1号(第4条関係)

市民活動団体登録申請書

申請日 年 月 日

申請番号 -

大和高田市長 殿

ふりがな		
団体名称		
ふりがな		
代表者	役職名	
氏 名		

※市民活動団体として登録された場合、上記内容の全て及び以下で公開を選択された内容については、 市ホームページ、印刷物等で公開させていただくこととなります。 (選択の無い場合及び記載の無い 内容については、非公開とします。)

	団体の所在地	₹	_	(以下公開、非公開を選択してください。	,)
団	又は				
団体	代表者住所			○公開○非公	\開
か	電話番号			○公開 ○非公	\開
の連絡先	FAX 番号			○公開○非仏	〉開
先	携帯電話番号			○公開 ○非仏	\開
	E-mail アドレス			○公開○非么	〉開

	ホームページ	>)公開	○非公開	
	ふりがな												
	担当者												
	氏 名										公開	○非公開	
担当者の連絡先	担当者	₹	_										
	住所												
$\bar{\mathcal{O}}$)公開	○非公開	
連級	電話番号		○公開 ○非										
光.	FAX 番号)公開	○非公開	
-	携帯電話番号)公開	○非公開	
-	E-mail アト・レス					受の順都 かんしゅう かんしゅう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	番 電				公開	○非公開	
	連絡方法)携	帯()) メール ()									
	主な	○有り	○有り ○無し ○公開 ○非公開 活動 頻度 月平均 回										
-	活動日時	0117	横										
	主な										○ ☆	:開〇非公開	
活	活動場所												
動	会報等 ○有り(会報名)○無し										〇公	常○非公開	
活動内容	会費等 ○有り (円/年) ○無し									○公	:開〇非公開		
	ART	○何り	(O4	、目目	設 5	-	[]/ H	F) O#	# U	0.2		
	会員募集				S)用 ≤公開	ox		年	年 月		〇公	○公開○非公開	
-	会員数 名 (男性 名 女性 名)										()/t	·開○非公開	
	五只奴		7 µ	()	/J III	71		1—	~µ/	E			
	710	1. 1. TI			7 0 1	ルンナエリ	1		1	才		続きます。	
	活動の	主な活動				也活動							
	分野	(1つ)			(4)	まで)							
	活動目的												
	活 動 の 具体的内容												
	団体PR												
	団体FR 又は												
	特記事項												
	(任意))公開	○非公開	
		の捌けって	この「汗	番して	11日本の八米	古二丰	- n 子+	、江乱さ、	1.0		× = 1/2.4		
\z <u>i</u>	「活動の分野」											<u> </u>	
選	択してください	へ。 たたし、	その他	活 期	につい	く該当刀	が無い違	治は、語	12人个	要です	,		
	※個人情報に	ついては、†	5 民交流	セン	ター運営	営に必要	長な目的	以外にご	は使用	しまも	さん。		
									記入事	頃はり	以上で	す。	
	(参考) 活動分	分野の分類											
1	. 保健、医療ス	スは福祉			1	2. 男女	(共同参	画社会の	の形成。	と促込	隹		
2	. 社会教育の推	進進			1	3. 子と	きもの傾	全育成					
3	. まちづくりの	推進			1	4. 情報	8化社会	の発展					
4	. 観光の振興				1	5. 科学	と技術の	振興					
	. 農山漁村又に							活性化					
	. 学術、文化、	芸術又はス	ポーツの	の振り				開発又に	は雇用権	幾会の	り拡充	支援	
	. 環境保全					8. 消費							
	. 災害救護							・活動に				-	
	. 地域安全	7 17/17						は指定者	都市の	条例~	で定め	る活動	
	. 人権擁護・引	4和の推進				1. 学校		送援					
	. 国際協力				2	2. その)他()	
垫約	事項												

- 1 この団体は、市民活動を行うことを目的とした団体であり、大和高田市のまちづくりに寄与する 団体であることを誓約します。
- 2 この団体は、大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)に規定する基本理念にのっとり、現在いかなる暴力団とも関係がないこと及び今後においても関係を持たないことを誓約します。

代表者氏名

印

登録番号		_			
登録日		年	月	日	

様式第2号(第4条関係)

市民活動団体登録証

 第
 号

 年
 月

 日

様

大和高田市長

囙

年 月 日付けで申請のありました市民活動団体の登録について、貴団体を登録することとしましたので登録証を交付します。

登録番号	
団体名	
代表者名	
有効期限	

- (1) 登録事項に変更等が生じたときは、速やかに市民活動団体登録事項変更届出書を提出してください。
- (2) 有効期限後も引き続き登録の継続を希望するときは、有効期限の1月前から満了日までの間に登録更新の申請を行ってください。

様式第3号(第6条関係)

市民活動団体登録事項変更届出書

年 月 日

大和高田市長

殿

申請者 住所又は所在地 〒 登録番号

団体名

氏名又は代表者名

電話番号

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、大和高田市市民交流センター施設使用許可を受けた事項について、次のとおり変更を届け出ます。

変更する事項	変更前	変更後	公開又は非公開の選択
			□公開
			□非公開
			□公開
	変更する事項	変更する事項変更前	変更する事項変更前変更後

第333号

					□非公開		_
		_	_	_	□公開	_	·
					□非公開		
					□公開		ĺ
<u> </u>			+		□非公開		
					□公開 □非公開		
	<u>L</u>		1		□介⊅両		
様式第4号	- (第7条関係)	市早活	動団体登録	成心足出事			
		II) TAIH	野凹 (中立を)が	光 山川百	年	- п	
					T	月 日	
大和高田市	f 基	殿					
八和四中中	X ,	灰	由諸者	住所又は所在地	- =		
			T PR P	住別又は別任地 団体名	. I		
					. <i>t</i> 7		
				氏名又は代表者	名		
				電話番号			
大和高田	市市民交流センター	条例施行規	則の規定に	より、次のとお <u>り</u>	届け出ます。		_
登録都							_
団体							_
代表者							
有効其							
備	考						
(添付書類							
・市民活	動団体登録証						
様式第5号	(第9条関係)						
				申請日	年	月 日	
				申請番号	· <u>-</u>	_	
		· · - ·					
		市民交流	センター使用	用許可申請書			
大和高田市	i長	殿					
大和高田	市市民交流センター	条例施行規	則の規定に	より、次のとおり	使用許可の申請	青をします。	_
	□ 市民活動団体	団体名			登録番号		_
	□ 市民活動団体以	 以外					_
申請者	氏 名				電話番号		
	(7)				
	住所	1	,				
	//						
	氏 名				電話番号		
使用	(7)		· Lapric .		_
責任者	住 所	'					
						<u> </u>	
行重					利田予定人数	<i>kr</i>	Į.

名称													開	場	
使用												開終 诗	開	始	
内容												間	終	. 了	
使用	施設		利月	月年.	月日		使	用時間		午前	 使用内 i 午後		友間		使用料
			年	F	1	日				1 111	1 1 1	~ I	∠ [F]		円
			年	F		日									円
			<u>年</u> 年			日日									<u>円</u>
 <備考>	,		+	<i>)</i>	1	Н			林	面設使	用料				<u>円</u>
/ hm / J											備等值	吏用	料		円
									使	世用料 しんしん かいしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	合計				円
申請に当た	つて	は、次	の内容	を確	室認の	り上、	□にレ目	りを記入し	してく	だださ	い。				
成3年	法律 号に	第77 規定す	号。以	下「	法」	とい	う。) 第2	2号に規定	官する	る暴力	団を	ハう	。)、	暴力	する法律(平 団員(法第2 を有する者に
$\square 2 1 \emptyset$)内容	確認の	ため、ナ	大和	高田	市が	奈良県高	田警察署	に照	会する	る場合	にに	は、こ	れに「	司意します。
様式第6号	片(第	10条	関係)												
													第		号
					_	<u></u>	.)- -)	- / m=	. . → →				年	.)	月 日
	ГП	古足》	5動団体	k-			流でンク	一使用評	十円書	Ì	<u>\$7</u>	42.5	番号	1	
					<u>団を</u> 団を						77	_WX1	計り		
申請者		市民活 以外	5動団(本	氏	名					電	話	番号		
		シット			住	所	(〒	_)					
/	E	1 名									電	話	番号		
使用 責任者	信	主 所	(=	Ē		_)							
行事											利	用=	予定	人数	人
名称													盟	場	
												目	[71]	-7/13	
使用											糸		開	始	
内容											Ħ	宇			
											F	1	終	· 了	
 使用が	起設		利用]年月	月日		使月	 用時間	L		 用内i				
使用旅	直設		利用					用時間	午		 用内記 午後	尺夜	間		使用料
使用旅	記		年		月	F		用時間	午				間		円
使用旅	直設					E E		用時間	午				間		
使用於	記		年 年 年		月 月	E		用時間	午				間		円 円
使用旅	面設		年年年		月 月 月	E E			午	前			間		円 円 円

<備考>													
停止し、 (1) 違反し (2) (3)	又大た偽使	退力 高 き。 その	いずれかに該当 法を命ずること 日市市民交流で の他不正の手具 下許可の条件の を保のため、「	こがあり アンター	りま 一条 り し れ か	す。 例又はこ 用許可る に該当す	この条例(ご受けた。 ここと認る	こ基づく <u>規</u> とき。 めるとき。	見則若				
上記のと	おり	使月	目を許可しまっ	r.				大和語	新田市	ī長			印
様式第7号	子(第	;1 2		市民办	流す	ァ ンター	借田不並	可通知書		第	ĵ	月	号日
		市	民活動団体	団体		- 7 7 -	火 用小計	刊世和音		登録番号			
申請者			民活動団体	団体							1		
平明省		以以			名	/-				電話番号			
<i>l</i> .+- r	<u> </u>		氏 名		<u>所_</u>	(〒)	電話番号			
使月 責任			住 所	:		(〒	_)	ı		1		
行事名	占称												
使用卢	內容												
使用加	地設		利用年	月日		使月	用時間	午前	吏用内 午後			備	考
			年	月	日								
			<u>年</u> 年	<u>月</u> 月	日日								
			年年	月 月 月	月月								
不許可の	理由		+	/3	Н								

年 月 日付けで申請のあった使用許可の申請について、上記のとおり許可しないことに決定 したので通知します。

大和高田市長

印

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に 大和高田市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査 請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市長を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第13条関係)

 申請日
 年
 月
 日

 申請番号

市民交流センター使用許可変更申請書

大和高田市長

配

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、使用許可を受けた事項を次のように変更 したいので申請します。

		市.	民》	舌動医	団体	:	団体	名								登録	計	子号			
		市.	民》	舌動医	団体	以外	-														
申請者		丑	. 13	名												電話	香香	号			
		住	Ē	所	((〒		_)										
<i>1</i>		氏	名													電話	香香	号			
使用 責任者		住	所		((〒		_)										
行事																利	用	予定	人数		人
名称																開	1	開	場		
使用																終時	ζ.	開	始		
内容																間]	終	了		
使用加	施設			拜	刊用	年月	日			使用	時間		=			内	т —	눈태		使用料	
				年	:	月		日						午前		F後	1:	友間			円
				 -年		月		日													円
				年		月		日													円
				年		月		日													円
<変更事	項の	内容	ドを	記入	して	てくて	ださ	<i>۱</i> ر ا	>			ļ		設使月				tot			<u>円</u>
													阼.	属設值	備令	等使	用:	料			円

							使月	用料合	計					円
<以下職員	員記入欄	>												
許可書の	許可番号	No.										_		
			既約	内の使用料		変更後使用			過不	足額				
使用料	施	設			円		円				円			
精算額	附属部				<u>円</u>		<u>円</u>				<u>円</u>	=		
	合	計			円		円				円	_		
送士笠 0	中. (空 1	9 夕間な	<i>5</i>)											
様式第9-	万(舟 1	3 宋)为	Ŕ <i>)</i>							<i>55</i>			□.	
										第			号口	
			击	早な流わ`	ンタ、	一使用許可変更	承認证	新知 書		年	,	月	日	
			1111			区/同时 可及义	/子(即心以	프사티						
		 	団体	団体名					登録者	委 号				
									11.24(1)	<u> </u>				
		片民活動	団体り T	外							I			
申請者		氏 名							電話	番号				
			(₸	_)								
		住所												
	п.								di> ±1.3	正口				
使用		名				\			電話	争 万				
責任者	住	所	(〒	· <u> </u>)								
	江	121												
行事									利用	予定	人数			人
名称										閱	場			
									開	נזלן	*///3			
使用									終	開	始			
内容									時 間					
									l±1	終	了			
								- 使用]内訳					
使用	施設	7	利用年	月日		使用時間	午			友間		使用料	斗	
		年	Ξ)	月日										円
		年		月 日										円
		年		月日										円
/ 供 夬 丶	、 	事の新見		月 N			±k≓n	 :使用#	el					円 田
<備考)	╱ 計刊	書の許可	一一一	No.				設備等		料				<u>円</u> 円
								料合語		7-1				円
								,,,,,,,,		l.				
			既納	の使用料		変更後使用料			過不足	足額				
使用料	施	設供放			円田		円				円田			
精算額	附属設 合	湘寺 計			円円		円円				円円			
上記の			変更			たので通知しま					1 1			
					- '	_, 0.		1高田	市長				印	
様式第1	0 号(第	14条関	関係)											

							青日 青番号		年	· 月]	日
			市民交流セ	ンタ	7一使用許可取下							
大和高田市	万長		殿									
大和高田	日市市民交流	流セン	/ター条例施行規	見則の	の規定により、	欠のる	とおり	使用	許可の	取下に	げ申	請をしま
す。	_											
	□ 市民	活動	団体 団体名					登鉤	番号			
	口市民	上活動	団体以外	•								
申請者	氏	名						電話	番号			
	住	所	(〒 −)							
							<u> </u>					
使用	氏。	名 ———	/-					電話	播号			
責任者	住原	听	(〒 −)							
行事								利	用予定	人数		人
名称								」 開	開	場		
使用								終	ĮĮ.	始		
内容								時間	•	ΣÜ		
								ĮH,	終	· 了		
使用	施設	= /	利用年月日		使用時間	2		用内語 午後	沢 夜間	既約	内の	使用料
		左					,	, ,,,	p 41: 4			円
		左 左										<u>円</u> 円
		左										円
<備考>	>						没使用;					円
							属設備(<u>円</u> 円
 <以下職員	 員記入欄>					珍仁小	(10) (X)	713/14				1.1
許可書の評	午可番号 1	Vo.										
I I - FF ded	l-L-	∴ H.	既納の使用料		過納額	-						
使用料 精算額	施 附属設備	設等		<u>円</u> 円		<u>円</u> 円						
163715	合	計		円		円						
							_					
様式第11	号(第1	4 条队	月係)						h-h-			
									第年		1	号 日
									7).	•	H
			市民交流セ	ンタ	一使用許可取下	げ承	諾書					

		市民	活動医	団体	団(本名							-	登録	番	号				
		市民	活動医	団体以	外												<u> </u>			
申請者		氏	名										í	電話	番	号				
		住	所	(₸		_)								<u> </u>			
		 氏 名	I										<u>بر</u> آ	電話	番	号				
使用 責任者	,	住 彦	Ť	(〒		_)						<u> </u>					
行事														利	用-	予定	人数			人
名称														BB		開	場			
使用														開終時		開	始			
内容														間		終	一了			
使用	施設		禾	川用年	月日			使	用時間			何 午前	更用 午	内部 後	夜	間	既	納の	使用	料
			年			1 日														円田田
			<u>年</u> 年			日日														<u>円</u>
			年			日														円
<備考>	> 許	可書の	許可	番号	No.							没使/								円
												属設値納の値								<u>円</u> 円
											5/L	科リ ワン1	史川	1441	可百	ı				门
				既納	の使	用料			過納額	<u></u>										
使用料	施	訍					円				円									
精算額		設備等					円				円	_								
1 = 2 = 0	合	計		T 1	19 Jz -		円	· 1-			円									
上記の	とおり	使用計	「月(/)	取下の	ナセス	 其語し	ンま	.す。						⊢≓					Ľп	
											人	:和高	ЩΠ	口女					印	
様式第1	9号 (笙15	冬世	(经)																
187737 1		<i>7</i> 77 1 0	不厌	I DN)												第	į		号	
																年		月	日	
					民交	流セ	ン	ター使	用許可	取消	当等ì	通知	<u></u>				_			
		市民	活動	団体		本名								登録	录者	号				
申請者		市民	活動[団体		<u>本名</u> 名								電記	千丑	2旦.				
		以外			住	<u>--</u> 所		(〒)		电声	自任	主力				
	月	- 名			1	///	<u> </u>							電話	舌番	子号				
使用 責任者	住			(〒		_)								ı			
行事														利月	月う	7定.	人数			人
名称														開			場			

								<u> </u>		ı			
									終				
使用									時 間	開	始		
内容										終	子了		
許可を耳	対消し等	<i>=</i> /	- 2- 11 201	/1 kg L 7	H 11			内訳			or /	int. 6	/- milel
する		計刊	を取消	りし等する	牛月	日及び時間	午前	午後	夜	間	比 治	初(/)/	使用料
			<u></u> 手	<u>月</u> 月 日									<u>円</u> 円
			<u>+</u> 	<u>月</u> 月 日									<u> </u>
		4	F	月日									円
			丰	月 日	日正公	内の使用料合	· 卦·						<u>円</u> 円
許可を形	 ス消し等す	ろ理由			以上市	的の使用作句	ĒΙ						门
H1 1 C A		O.TH											
<備考>	・ 許可書	の許可都	番号]	No.									
			四十个十	a H III N		\B \rh\\							
使用料	 施	設	跳 網	の使用料	<u></u> 円	過納額	円						
精算額					기 円		円						
111771 1127	合	計		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, 円		円						
上記の	とおり使用	用許可を	取消し	一等します	- 0								
								高田市					印
						あったことを							
						できます。 の決定の日 <i>の</i>							
請求を	することだ	ぶできな	くなり)ます。)。									
		•				とを知った日							
						代表する者に							
	/		_	, , ,	•	の決定があっ							
						算して1年を 家本誌式なり							
						審査請求をし 月以内に、タ							
かめつに ます。	ことを知っ	つだ日の	・笠口ル	いり延昇し	<i>(</i> 6	月以内に、※	で対り取	用しの	かん!	ど従	延9,	ට	とかでき
より 。													
样 式第 1	3号(第]	1 7 冬即	(区)										
187737 1	0 7 (37)		I DN)				申請	Ħ		玍		月	日
							申請					, 1	Н
							.1.144.	ш /Л					
				市民交流、	センタ	マー使用料減	免申請書	<u></u>					
大和高田	市長		展	几 汉									
十五十	田本士兄子	が済むい	· bi · · · · · ·	人 加比/二年	日日	田学により	压用机	の社な	士,亚)ナチ	110	Ti .	畑のしむ
大州局 り申請し		くかにピン	グータ	尺例.他17艿	七只リケン	規定により、	() () () ()	Vノ/成児	で文	りだ	(V'V)	C', 1	火いとわ
り甲胡し	より。 												
	口市	民活動因	団体	団体名				羞	於録番	号			
申請者	口市	民活動	団体以	外	ı						1		
	B	· 名						電	話番	号			

		住 彦	Î	(〒	_)								
ÆП	氏	名								電話	播号			
使用 責任者	住	所		(〒	_)								
行事										利	用予定	人数		人
名称										 開	開	場		
使用 内容										終時		始		
1 3/1										間		子		
使用	施設		利	用年月日	3	使用時	宇間	-		用内記			使用料	
			年	 月	日				午前	午後	夜間			円
			年	月	月									円
			年年	<u>月</u> 月	<u>日</u> 日									<u>円</u> 円
<減免を	を受けよ	うとす	-る理	里由を記	入して	【ください。】	>	_	設使月					円
									 用料台		用料			<u>円</u> 円
<以下職員	員記入欄	>						IX.	2/11/14 [1 11 1				1
使用許可			号	No.				_						
-	+/	⇒几	所	定の使用		減免額		浉	域免後(の使用			備考	ш
使用料	施 附属設	設 備等			<u>円</u> 円		円円				円円			<u>円</u> 円
	合	計			円		円				円			円
様式第1	4 号(第	518条	吴 関係	系)				-	5請日 5請番另	<u>=</u> ,	年	:) —	FI F	1
			市国	民交流セ	ンター	-使用料還付	申請書刻	兼還	景付金領	頁収書				
大和高田市	市長			殿		23,111, 21,1		,,						
大和高いり申請しる		:交流も	コンク	ター条例	施行規	見則の規定に	より、何	吏月	料の遺	景付を	受けた	いの゛	で、次の	つとお
		市民活	動団	体 日	体名					登錄	番号			
		 市民活	動団	体以外		1						1		
申請者		氏 名	7							電話	括番号			
		住 戸	F	(〒	_)				1		•		
	1		ı											

還付申請額	頁						
還付を申	請						
	ている書類 (使) を記載してくだる		忍通知書、使用許	可取下げ承記	若書又は使	用許可取	消等通知
<備考>							
七尺次流寸			- - ヘ六 <i>4七,</i> 戸,汁でし	マセムけ当	<u>ナ</u> ~ : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	・ この針	つ担人 に
			の交付を受けてレ 提示してくださレ		該承諾音包	と、てい他	1の場合に
			還付金領収書				
	還付額	頁			円(市記載	戱)	
	Ŧ	ニ記還付金を正	に領収しました。		年	月 日	
		(還付申請者氏名)		,	/1	卸
基式第 155	号(第19条関係	_	KE I J T I HIJ P				1,
128+1214 -	J (M) + V /14	N)		申請日申請番号	年	F 月 一	日
		市民交流セン	ター特別設備使用	引許可申請書	:		
大和高田市長	14 C	市民交流セン殿	ター特別設備使用	目許可申請書	:		
大和高田市	市市民交流センタ	殿 ター条例施行規	ター特別設備使用 則の規定により、 可の申請をします	特別な設備		又は備付	†け以外の
大和高田市器具を使用し	市市民交流センタ	殿 ター条例施行規 のとおり使用許	則の規定により、	特別な設備		又は備付	†け以外の
大和高田市器具を使用し	市市民交流センタ したいので、次の	殿 ター条例施行規 のとおり使用許 体 団体名	則の規定により、	特別な設備	を設置し、	又は備付	け以外の
大和高田市器具を使用し	市市民交流センタ したいので、次の□ 市民活動団(殿 ター条例施行規 のとおり使用許 体 団体名	則の規定により、	特別な設備	を設置し、	又は備付	け以外の

	氏 名					電話習	子			
使用	A = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	(₹	_)					
責任者	住 所									
行事		l .				利用	予定	人数		人
名称							盟	場		
						開	1)11	7//)		
使用						終時	開	始		
内容						間				
							終	了		
設備又は	器具の名称、形式	党 意	受備又は器	具を使	設備又は器具を使			/#=	<u> </u>	
等		F	目する日時	Ì	用する施設			備考	•	
				月日						
				分から 分まで						
				カムし 月 日						
				分から						
			<u></u> 時 <u></u> 年	分まで 月 日						
				分から						
			時	分まで						
			年	月 日						
				分から						
			時	分まで						
			時	分まで						
様式第16	号(第19条関	係)		分まで						
様式第16	号(第19条関	係)	時 	分まで			第			号
様式第16	号(第19条関	係)	時	<u>分まで</u>			第年			号 日
様式第16	号(第19条関									
様式第16	号(第19条関				別設備使用許可書					
様式第16	号(第19条関 □ 市民活動E	Ī			別設備使用許可書	登録者	年			
様式第16	□ 市民活動団	i ii	市民交流も団体名		別設備使用許可書	登録者	年			
	市民活動区	i ii	市民交流も団体名		別設備使用許可書		年			
様式第16	□ 市民活動団	i 団体 団体以	市民交流も 団体名			登録者電話者	年			
	□ 市民活動E □ 市民活動E 氏 名	i ii	市民交流も 団体名		別設備使用許可書		年			
	□ 市民活動E □ 市民活動E 氏 名 住 所	i 団体 団体以	市民交流も 団体名			電話省	年			
申請者	□ 市民活動E □ 市民活動E 氏 名	ゴ体 団体以 (〒	市民交流 t 団体名 以外 :				年			
申請者	□ 市民活動E □ 市民活動E 氏 名 住 所 氏 名	i 団体 団体以	市民交流 t 団体名 以外 :			電話省	年			
申請者	□ 市民活動E □ 市民活動E 氏 名 住 所	ゴ体 団体以 (〒	市民交流 t 団体名 以外 :			電話省	年			
申請者	□ 市民活動E □ 市民活動E 氏 名 住 所 氏 名	ゴ体 団体以 (〒	市民交流 t 団体名 以外 :			電話者電話者	年	, F		
申請者使用責任者	□ 市民活動E □ 市民活動E 氏 名 住 所 氏 名	ゴ体 団体以 (〒	市民交流 t 団体名 以外 :			電話者電話者	年	人数		日
申請者	□ 市民活動E □ 市民活動E 氏 名 住 所 氏 名	ゴ体 団体以 (〒	市民交流 t 団体名 以外 :			電話番	年	, F		日
申請者使用責任者	□ 市民活動E □ 市民活動E 氏 名 住 所 氏 名	ゴ体 団体以 (〒	市民交流 t 団体名 以外 :			電話習電話習	年	人数		日

			終了
設備又は器具の名称、 形式等	設備又は器具を 使用する日時	設備又は器具を 使用する施設	備考
	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	年 月 日 時 分から 時 分まで		
許可に当たり付す条件			
特別な設備を設置し、又	は備付け以外の器具を使	用するための費用に	ついては、全て申請者の負担

とします。

上記のとおり使用を許可します。

大和高田市長

印

様式第17号(第25条関係)

市民交流センター託児室事業利用登録申請書

大和高田市長

殿

年 月 日

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、託児室事業の利用登録について、次のと おり申請します。

	/ > to 1% b			
	(s y n t x) 氏 名	生年月日	子と	もとの関係
	印	年 月 日		
申請者		住所・連絡先		
(大和高田市民に限る。)	(住 所) 〒			
	(連絡先) 自宅			
	携帯			
登録に係る子ども	(s y n x x) 氏 名	生年月日	性別	備考
豆熟にから100		年 月 日	男・女	
	(s y n t x) 氏 名	生年月日	子と	さもとの関係
登録に係る子ども		年 月 日		
の保護者		住所・連絡先		
(申請者と異なる場	(住 所) 〒			
合)	(連絡先) 自宅			
	携帯			

		(ふりがな) 氏 名	生年月日	子どもとの関係
			年 月 日	
	1		住所・連絡先	
	1	(住 所) 〒		
		(連絡先) 自宅		
緊急連絡先		携帯		
(申請者と登録に		(s y n x x) 氏 名	生年月日	子どもとの関係
係る子どもの保護			年 月 日	
者が同一の場合	2		住所・連絡先	
は、氏名欄に「申	∠	(住 所) 〒		
請者」「登録に係		(連絡先) 自宅		
る子どもの保護		携帯		
者」と記入)		(s y n x x) 氏 名	生年月日	子どもとの関係
			年 月 日	
	3		住所・連絡先	
	Э	(住 所) 〒		
		(連絡先) 自宅		
		携帯		
ツカキサートベナ	. 7 >	したか知ったとて事紙 ()宝ま	一クニケニアを入し チェロー・エックー	. 1

※申請者本人であることを確認できる書類(運転免許証等)を提示すること。

※登録内容に変更があった場合、市民交流センター託児室事業利用登録変更届を提出すること。

子どもの健康状態(問診票)

ふりがた	ځ'				性	男 _		生年	月日			保隆	食証番号
W- 7 17 1.	5												
児童名					別	女		年	月	日			
儿里们													
	/	今までに	にかか・	った病	気	(番	号に(○印を	つけて	てくだ	ごさい	١)	
1 14	1 % 0		n-t-	9	-l. 17°	5 7-	.S. /	1 J.	+- > /	a. II			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	しか 2												
6. 川	商病 7	. しょ	う紅熱	8.3	結膜釒	炎	9	. ~!	レパン	ギーナ	-	10. ≺	(ンフルエンザ
11. 手	足口病 1:	2. 中耳	冷	13.	ぜん	アく	1	14. 先	天性胚	受関節	脱臼	15.	腎臓病
	臟病 1												結核
		1. (口, 加)	X 71/3	10.	日多	、十毋	:]	19. 月	וע	,		40.	州口 1 /2
21. そ	の他 ()			
		健	康 状	能	(]	番号に	この印	をつり	けてく	ださい	(N)		
1 国:	皿 ないまめ					-					-	動 ふご山に	わけい
	邪をひきや	すい	2. ぜ	いぜい	言う		3. も	せきが	出やす	· () 2	4. 煮		
		すい	2. ぜ	いぜい	言う		3. も	せきが	出やす	· () 2	4. 煮		やすい しんが出やすい
5. 下》		すいい	2. ぜ 6. 便 ⁵	いぜい 秘をし	言うやすい	V)	3. t 7. 鼻	せきが 血がb	出やす 出やす	- V) 2 V) 8	4.煮 3.じ	しんまし	しんが出やすい
5.下第9.腹	莉をしやす 痛がよくあ	すいいる	2. ぜ 6. 便 ⁹ 10. 扁	いぜい 秘をし 桃腺が	言う やすい 腫れ	いる	3. も 7. 鼻 11. 旦	せきが 血が 土きや	出やす 出やす すい	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	4. 煮 3. じ 12.	んまし 耳だれ	んが出やすい
5.下列 9.腹 13.湿	莉をしやす 痛がよくあ 疹が出やす	っすい い っる ーい	2. ぜ 6. 便 10. 扁 14. 皮	いぜい 秘をし 桃腺が 膚が弱	言う やすい 腫れ	いる	3. 七 7. 鼻 11. 四 15. 用	せきが 血がb 土きや けが抜	出やす 出やす すい :けやす	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	4. 煮 3. じ 12. 16.	んまし 耳だれ アレル	しんが出やすい
5.下列 9.腹 13.湿	莉をしやす 痛がよくあ	っすい い っる ーい	2. ぜ 6. 便 10. 扁 14. 皮	いぜい 秘をし 桃腺が 膚が弱	言う やすい 腫れ	いる	3. 七 7. 鼻 11. 四 15. 用	せきが 血がb 土きや けが抜	出やす 出やす すい :けやす	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	4. 煮 3. じ 12. 16.	んまし 耳だれ アレル	んが出やすい
5.下列 9.腹 13.湿	莉をしやす 痛がよくあ 疹が出やす	ッすい いる い いきつけ	2. ぜ 6. 便 10. 扁 14. 皮 を起こ	いぜい 桃腺が 膚 したこ	言う や すれ る い が	いるある	3. ゼ 7. 鼻 11. 門 15. 月 (熱ま	せきが 血がと せきや 対が抜 うり・	出やす 出やす すい けやす 熱なし	い 8 い 8 トい	4.煮 3.じ 12. 16. ハた。	んまし 耳だれ アレル	んが出やすい
5.下列 9.腹 13.湿	莉をしやす 痛がよくあ 疹が出やす	っすい い っる ーい	2. ぜ 6. 便 10. 扁 14. 皮	いぜい 桃腺が 膚 したこ	言う や すれ る い が	いるある	3. ゼ 7. 鼻 11. 門 15. 月 (熱ま	せきが 血がと せきや 対が抜 うり・	出やす 出やす すい :けやす	い 8 い 8 トい	4.煮 3.じ 12. 16. ハた。	んまし 耳だれ アレル	んが出やすい

|1. 知らせる 2. 知らせない 3. 自分で始末ができる 4. 自分で始末ができない |5. 回数 (日 回) 6. 性状 (硬い・軟い) 便

1. 知らせる 2. 知らせない 3. しつけ始めている(始めた時期 ヶ月)

4. まだしつけていない 5. おむつがとれている 6. おむつがとれていない 7. 時間を決めていく (時頃・ 時頃・ 時頃・ 時頃)

8. 一人でできる

小 便

睡	1. よく寝る	2. 寝つ	きが悪い 3.	寝起きが良い	4.	寝起きが悪い	
	5. 一人で寝る	6. 添い寝る	とする 7. 寝る	時刻(時頃)	8. 起きる	時間 (時頃)	
眠	9. 昼寝(時頃・	回) 10.	. 昼寝をしない			
N/ N/				1 /		\	
栄養	1. 普通食	2. 母乳	3.	人工乳(cc	回)	
		予 防 接	種 (番号に	こ○印をつけてぐ	ください)		
1.]	B.C.G	2. 三種混合	• 四種混合	3. 日本脳炎	4. M	R(はしか、風	しん)
5. ‡	おたふくかぜ	6. 水ぼう	うそう 7	その他()
最近	の体調、心身	発育面、その	他お気付きのこ	ことがあればご記	己入くださ	い。	
上記	のとおり相違	ありません。					
	年	月 日	記入者氏名	1	印	(子どもとの関係:)
(聞	き取り事項)						

(表面)

様式第18号(第25条関係)

市民交流センター託児室事業

利用登録カード

登録者氏名	(年	月	日生)
登録者住所				
	(年	月	日生)
子どもの	(年	月	日生)
登録番号	(年	月	日生)
・氏名	(年	月	日生)
	(年	月	日生)

年 月 日交付 大和高田市

(裏面)

- ●このカードは、大和高田市市民交流センター託児室事業 の利用登録をしたことを証明するものです。
- ●このカードは、託児室事業を利用するときには必ず携帯 し、職員の求めがあれば提示してください。
- ●住所や連絡先などの登録事項に変更があった場合や、このカードを紛失・盗難・破損した場合は、すぐに申し出てください。

大和高田市市民交流センター託児室

大和高田市片塩町12番5号(市民交流センター3階)

電話: 0745-44-3213 開室時間: 午前7時30分~午後9時

休館日:第1・3月曜日、12月30日~1月3日

様式第19号(第25条関係)

市民交流センター託児室事業利用登録変更届

大和高田市長

殿

年 月 日

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、託児室事業の利用登録に係る事項について、次のとおり変更を届け出ます。

D(い) これ) 及文 (
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	子どもとの関係
	印	年 月 日	
届出者		住所・連絡先	
(登録者本人に限る。)	(住 所) 〒		
12 00 /	(連絡先) 自宅		
	携帯		
登録番号			
	変更する事項	変更前	変更後
変更内容			

※登録カードを添付してください。

様式第20号(第25条関係)

市民交流センター託児室事業利用登録カード再交付申請書

大和高田市長

殿

年 月 日

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、託児室事業利用登録カードの再交付を申請します。なお、再交付を受けた後、紛失した登録カードを発見したときは、速やかに発見した登録カードを市に返還します。

	氏名	生年月日		連	絡先	子どもとの関係
申請者	ふりがな FI	年 月	日	自宅 携帯		
(登録者本人		住所				
に限る。)	〒 (−)					
	大和高田市					
	氏名	生年月日		性別	偱	
利用に係る子ども	ふりがな	年 月	日	男・女		
C &	ふりがな	 年 月	日	男・女		

	ふりがな			左	F	月	日	男	· 女				
-	ふりがな			左	F.	月	日	男	· 女				
<u>-</u>	ふりがな			左	F	月	日	男	· 女				
	□ 郁	皮損したた	こめ(交付済る	みの登録	录カー	ドを添	付し	て	くだ	さい。)			
再交付の理由	□ ※	分失しただ	こめ										
	□ ?	その他()	
※登録者本人で	ぎある	ことを確	認できる書類	〔(運転	免許記	正等)を	/提	示す	つるこ	と。			
様式第21号	(第2	6 条関係))										
		Ħ	「民交流センク	ター託り	見室事	業利用	許可	申	請書				
大和高田市長			殿								年	月	日
大和高田市市 申請します。	ī 民交	流センタ		則の規	定に。	より、言	纪第	室事	業の	利用に	こついて		つとおり
			(s y n x x) 氏 名			生年	月日				子ども	との関	係
申請者						年	月		日				
(登録者本人に降	限	(住 所)				住所・道	里給力	尤					
る。)		(連絡先)	' 自宅 携帯										
			(ふりがな) 氏 名			生年	月日				子ども	との関	係
申請書提出	者					年	月		月				
(申請者と異なる		(A = T)	_		,	住所・道	車絡力	先					
合)		(住 所) (連絡先)	T 自宅										
		((2,14,24)	携帯										
 利用希望日	時		日.							時間			
13/13/13/22/		戏组来	,				時		分	~	時	分	
		登録番 号	(s y n x 氏 /	名	生	年月日		小	生別			こども園	園等の在籍
					年	月	日	男	· 女	□無し			
										名:)
					年	月	Я	男	• #	□無し			
					'			77		名:)
利用に係る子	ども				年	月	н	里	• +	□無し			
						71	Н),	У.	□有り 名:	(加取)
					年	月		Ħ	. +r	□無し			
					4-	月	П	7	• 女	□有り 名:	(施設)
					F	п			1.	口無し			
					年	月	Ħ	労	• 女	□有り 名:	(施設)
最近の健康状況				1									
で気になるこ	<u> </u>		(ふりがな)	I		,, -:					→ 15.7) = BH	F
お迎えにくる	5人		(**りがな) 氏 名			生年		ı	П	-	子ども	と <i>の</i> 関	
□ 申請者と同一					,	年 住所・i	月 車絡-		日				
						,,// I							

□ 申請書提出者と同 ー ※それ以外の場合、右 欄に記入	(住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯		
	(s y n x x) 氏 名	生年月日	子どもとの関係
登録申請書に記載		年 月 日	
したもの以外に希		住所・連絡先	
望する連絡先	(住 所) 〒		
上 / ひた相力	(連絡先) 自宅		
	携帯		

※登録カードを提示してください。

様式第22号(第27条関係)

第号 年 月 日

印

様

大和高田市長

市民交流センター託児室事業利用許可通知書

年 月 日付け申請のありました託児室事業の利用について、次のとおり許可しまし たので通知します。

利用希望日時	年	月	日	타	5 分	\sim	時	分	
	(登録番号)				(年	月	日生)
子どもの登録番号、					(年	月	日生)
氏名及び生年月日					(年	月	日生)
氏名及び生年月日					(年	月	日生)
					(年	月	日生)
備考		•	•	•		•	•	•	

託児室事業を利用するときは、この通知書及び登録カードを必ず携帯し、職員の求めがあれば提示 してください。

様式第23号(第29条関係)

第 号 年 月 日

様

大和高田市長 印

市民交流センター託児室事業利用不許可通知書

年 月 日付け申請のありました託児室事業の利用については、不許可としますので 通知します。

利用希望日時	年	月	日	時	分	\sim	時	分		
スピチの改紀来旦	(登録番号)					(左	F	月	日生)
子どもの登録番号、 氏名及び生年月日						(左	F.	月	日生)
八石及び土牛月日						(Ź	F.	月	日生)

不	許	可	\mathcal{O}	理	由	
備					老	

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に 大和高田市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査 請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市長を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第24号(第30条関係)

市民交流センター託児室事業利用許可変更申請書

大和高田市長

殿

年 月 日

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、託児室事業の利用許可を受けた事項について、次のとおり変更を申請します。

申請者 (登録者本人に限る。) (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯 (中請者と異なる場合) (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯 (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯 女生年月日 (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯 子どもとの関係 年 月 日 (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯 登録番号 氏************************************	()() () () ()										
住所・連絡先 (登録者本人に限る。) (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯 住所・連絡先 中請書提出者 (申請者と異なる場合) (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯 登録番号 氏 ** ** * * * * * * * * * * * * * * *		氏	名		生年月	日		子	こどもと	: の関	係
(登録者本人に限る。) (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯 (中請書提出者 (申請者と異なる場合) (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 (住 所) 〒 (中 月 日 男 ・ 女 (世別) 年 月 日 男 ・ 女 (登録番号 氏 いっぱっ によっによっします。 (世別 年 月 日 男 ・ 女 (登録番号 氏 いっぱっ によっによっします。 (世別 年 月 日 男 ・ 女 (登録番号 氏 いっぱっ によっによっします。 (世別 年 月 日 男 ・ 女 (登録番号 氏 いっぱっ によっによっによっします。 (世別 年 月 日 男 ・ 女 (世別 年	rh ≘±.±∠						日				
限る。) (住 所) T (連絡先) 自宅 携帯 氏**********************************				自	上所・連続	絡先					
(連絡先) 自宅 携帯 (中請書提出者 (申請者と異なる場合) (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯 受録番号 氏****** 名 生年月日 性別 年 月 日 男 ・ 女 登録番号 氏***** 名 生年月日 性別 年 月 日 男 ・ 女 登録番号 氏**** 名 生年月日 性別 年 月 日 男 ・ 女 登録番号 氏**** 名 生年月日 性別 年 月 日 男 ・ 女 登録番号 氏**** 名 生年月日 性別 年 月 日 男 ・ 女 登録番号 氏**** 名 生年月日 性別 年 月 日 男 ・ 女 登録番号 氏**** 名 生年月日 性別 年 月 日 男 ・ 女 登録番号 氏**** 名 生年月日 性別 年 月 日 男 ・ 女 登録番号 氏**** 名 生年月日 性別 年 月 日 男 ・ 女		(住 所)	〒								
申請書提出者 (申請者と異なる場合) (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯 登録番号 氏************************************	BX 20)	(連絡先)	自宅								
# 計畫提出者 (申請者と異なる場合)			携帯								
# 計畫提出者 (申請者と異なる場合)		(.s 氏	^{りがな)} 名		生年月	月		子	こどもと	この関	係
(申請者と異なる場合) (住 所) 〒 (連絡先) 自宅 携帯 登録番号 氏	+ + + + - +				年	月	月				
(住 所) T (連絡先) 自宅 携帯 登録番号 氏***********************************				自	E所・連続	絡先		•			
(連絡先) 自宅 携帯 登録番号 氏************************************		(住 所)	〒								
登録番号 氏************************************	(分別日)	(連絡先)	自宅								
田田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日											
登録番号 氏・りがな) 利用に係る子ども 登録番号 氏・りがな) 基録番号 氏・りがな) 年月日 性別 年月日 性別 年月日 性別 年月日 性別 年月日 性別 年月日 性別 年月日 男・女 登録番号 氏・りがな) 生年月日 性別 年月日 男・女 変更事項 変更前		登録番号	(s y n x x) 氏 名			生年	月日			性別	
利用に係る子ども 登録番号 氏************************************					-	——	月	日	男	•	女
利用に係る子ども 登録番号 氏************************************		登録番号	(s y n x x) 氏 名			生年	月日			性別	
年月日男・女 登録番号 氏************************************						 年	月	日	男	•	女
年月日男・女 登録番号 氏************************************	利用に係る子ど	登録番号	(** p が な) 氏 名			生年	月日			性別	
登録番号 氏************************************	ŧ				2	 年	月	日	男	•	女
登録番号 氏************************************		登録番号	(s y n x x) 氏 名			生年	月日			性別	
登録番号 氏************************************					2	年	月	日	男	•	女
年月日男・女 変更事項 変更前 変更後		登録番号	(ふりがな) 氏 名			生年	月日			性別	
変更事項					2	年	月	日	男	•	女
	亦百古石			変更	前				変更後		
	多	利用日時	.								

その他

※登録カードを提示し、託児室事業利用許可通知書を提示してください。

様式第25号(第30条関係)

第 号年 月 日

様

大和高田市長印

市民交流センター託児室事業利用許可変更承認通知書

年 月 日付け申請のありました託児室事業の利用許可の変更について、次のとおり承認 しましたので通知します。

利	用	希	望	日	時	年	月	目	時	分	\sim	時	分		
子どもの登録番号、氏			(登録番	号)				(左	F	月	日生)			
		止						(左	F	月	日生)			
丁名			球番								(左	F	月	日生)
7	X	O, Ξ	E +	. 7	Н						(左	F	月	日生)
											(左	F	月	日生)
備					考										

託児室事業を利用するときは、この通知書及び登録カードを必ず携帯し、職員の求めがあれば提示 してください。

様式第26号(第31条関係)

市民交流センター託児室事業利用許可取下げ届出書

大和高田市長

殿

年 月 日

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、次の託児室事業の利用許可を取り下げます。

	(* p n n t x) 氏 名	生年月日	子どもとの関係
		年 月 日	
届出者 (登録者本人に 限る。)		住所・連絡先	
	(住 所) 〒		
1,50 0 0 7	(連絡先) 自宅		
	携帯		
	(s y n x s) 氏 名	生年月日	子どもとの関係
		年 月 日	
届出書提出者		住所・連絡先	
(届出者と異な る場合)	(住 所) 〒		
	(連絡先) 自宅		
	携帯		
利用予定日時	日	時間	
利用予定日時	年 月 日	時 分 ~	時 分
利用に係る子	(s y n x x) 氏 名	生年月日	性別

ども		年	月	日	男・女
		年	月	日	男・女
		年	月	日	男・女
		年	月	日	男・女
		年	月	日	男・女

※登録カードを提示し、託児室事業利用許可通知書等を添付してください。

様式第27号(第32条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

大和高田市長

印

市民交流センター託児室事業利用許可取消通知書

託児室事業の利用許可について、次のとおり取り消しますので通知します。

		利用	希望	日時	年	月	日	時	分	\sim	時	分		
					(登録者	番号)								
	しに		ユ . じ	もの登	纪平									
利用	許可の	内容	サマ	もりない	跳笛									
			号及び氏名	7										
取	消	し	の	理	由									
備	•			•	考			•			•			

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に 大和高田市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日 の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査 請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大和高田市長を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第28号(第33条関係)

市民交流センター託児室使用料減免申請書

大和高田市長

殿

年 月 日

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、託児室使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	(* s y * s x) 氏 名	生年月日	子どもとの関係
(登録者本人に限	印	年 月 日	
る。)		住所・連絡先	

	(住 所) 〒				
	(連絡先) 自宅				
	携帯				
	(s y n x x) 氏 名	生年月	日	性別	備考
		年	月 日	男・女	
	(s y n x x) 氏 名	生年月	日	性別	備考
		年	月 日	男・女	
 減免に係る子ども	(s y n x x) 氏 名	生年月	目	性別	備考
例が「「下る」 こり		年	月 日	男・女	
	(s y n x x) 氏 名	生年月	日	性別	備考
		年	月 日	男・女	
	(s y n x x) 氏 名	生年月	日	性別	備考
		年	月 日	男・女	
減免を申請する理 由	(具体的な理由を記載)				
備考					

※登録カードを提示し、減免申請の理由を説明するために必要な資料等を添付してください。

様式第29号(第34条関係)

市民交流センター託児室使用料還付申請書兼還付金領収書

大和高田市長

殿

年 月 日

大和高田市市民交流センター条例施行規則の規定により、託児室使用料の還付を受けたいので、次 のとおり由請します

のとおり申請します。							
	(s y n t x) 氏 名	生年月日	子どもとの関係				
		年 月 日					
還付申請者	住所・連絡先						
(使用料納付者)	(住 所) 〒						
	(連絡先) 自宅						
	携帯						
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別 備考				
		年 月 日	男・女				
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別 備考				
		年 月 日	男・女				
環付に係る子ども	(**)****) 氏 名	生年月日	性別 備考				
変し(に)(2) 1 C O		年 月 日	男・女				
	(s y n x x) 氏 名	生年月日	性別 備考				
		年 月 日	男・女				
	(s y n x x) 氏 名	生年月日	性別 備考				
		年 月 日	男・女				
還付申請額	円	(内訳)					
₩ 11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	1 1	円×	時間× 人				
	□ 災害その他使用者の	責めに帰さない理由により仮	 使用できなくなったとき				
還付を申請する理由	□ その他(具体的な理問	由を記載)					

備考

※登録カードを提示し、前納した使用料の領収書及び還付申請の理由を説明するために必要な資料を添付 してください。

還付額(市記載)	円	
領収欄(申請者記載)	上記還付額を正に領収しました。 年 月 日 <u>(</u> 還付申請者名)	印

規則第26号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和57年規則第13 号)の一部を次のように改正する。

第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。 様式第4号(その1)中

1を

Γ

(補償基礎額) (請求日数) (全部休業した日に支) 払われた給与の総額)

(A)
$$\bowtie \times \frac{60}{100} - \bowtie = \bowtie$$

」に改め、同様式の注意事項3

を次のように改める。

3 「5厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第 5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ の被保険者であ る。」の□に **レ**印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

様式第4号(その2)の注意事項2を次のように改める。

2 「7厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する傷病補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「 \square の被保険者である。」の \square に ν 印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番

号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

様式第5号の注意事項3を次のように改める。

3 「6厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により条例附 則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ の被保険者 である。」の□に**レ**印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

様式第6号(その2)中「「5 請」を「「5請」に、「「7 介」を「「7介」に改める。 様式第7号の注意事項4を次のように改める。

4 「7厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡職員又は請求者が条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ の被保険者であった。」の□に **レ** 印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

様式第7号の注意事項5中「、婚姻の」を「婚姻の」に、「、障害等級」を「障害等級」に改める。 様式第13号(その1)及び様式第13号(その2)中「所属社会保険事務所等」を「所轄年金事 務所名等」に、「その年」を「、その年」に、「あるいは」を「又は」に、「上記」を「、上記」に改め る。

様式第14号中「所属社会保険事務所等」を「所轄年金事務所名等」に、「かこむ」を「囲む」に、「又は」を「若しくは」に、「あるいは」を「又は」に改める。

様式第19号中「社会保険事務所等」を「年金事務所名等」に、同様式災害補償記録簿第3号紙中 「治癒」を「治ゆ」に改める。

様式第20号中「社会保険事務所等」を「年金事務所名等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第43号の2

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成28年7月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大和高田市児童医療費助成条例(平成24年条例第8号)第5条の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務」を「次のとおり」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 大和高田市子ども医療費助成条例(平成24年条例第8号)第5条の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 大和高田市子ども医療費助成条例第6条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (3) 大和高田市子ども医療費助成条例施行規則(平成24年規則第13号)第7条第1項に規 定する受給資格証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対 する応答に関する事務

第18条各号列記以外の部分中「大和高田市児童医療費助成条例第5条の規定による申請に係る事実についての審査に関する」を「次の各号に掲げる」に、「同表の1の項の」を「同項の」に、「次に掲げる」を「当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める」に改め、各号を次のように改める。

- (1) 大和高田市子ども医療費助成条例第5条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
- ア 当該申請に係る対象者(大和高田市児童医療費助成条例第3条第1項の対象者をいう。以下 この条において同じ。)又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法(昭和25 年法律第144号)第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは 同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の 職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活 保護実施関係情報」という。)
- イ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る県民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。)) 又は市民税(地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。))に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)
- ウ 当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住 民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)
- エ 当該申請に係る対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付 の支給に関する情報(以下「国民健康保険給付実施関係情報」という。)
- オ 当該申請に係る対象者に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)第8条第1項(同法附 則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第 1項の給付をいう。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)
- カ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市乳幼児医療費助成条例第3条第1項の対象者の資格 に関する情報
- キ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第1項の対象 者の資格に関する情報
- ク 当該申請に係る対象者に係る大和高田市心身障害者医療費助成条例第4条第1項の対象者の 資格に関する情報
- ケ 当該申請に係る対象者に係る大和高田市精神障害者医療費助成条例第5条の対象者の資格に 関する情報
- (2) 大和高田市子ども医療費助成条例第6条に規定する申請した事項に変更が生じたときの届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 大和高田市子ども医療費助成条例施行規則第7条第1項に規定する受給資格証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報
- 第19条から第25条までの規定中「大和高田市児童医療費助成条例」を「大和高田市子ども医療費助成条例」に改める。

附則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

訓令

訓令第13号

大和高田市新庁舎建設基本構想等策定業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。 平成28年9月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市新庁舎建設基本構想等策定業務委託事業者選定委員会設置要綱(設置)

第1条 大和高田市新庁舎建設基本構想及び基本計画(以下「基本構想等」という。)の策定業務を実施するに当たり、この業務を委託する事業者の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市新庁舎建設基本構想等策定業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
 - (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
 - (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 副市長
 - (2) 企画政策部長
 - (3) 財務部長
 - (4) 市民部長
 - (5) 福祉部長
 - (6) 保健部長
 - (7) 環境建設部長
 - (8) 上下水道部長
 - (9) 市立病院事務局長
- 2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、財務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から受託候補者の特定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為を してはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第6条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部財産管理課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この訓令は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

告示

告示第100号の2

平成28年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成28年9月14日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- 1 平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)
- 2 平成28年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 3 平成28年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 平成28年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)

平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)

平成28年度大和高田市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ23,793,557千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金		4, 208, 241	14, 235	4, 222, 476
	2. 国庫補助金	442, 448	14, 235	456, 683
16. 寄附金		1	510	511
	1. 寄附金	1	510	511
18. 繰越金		0	32, 355	32, 355
	1. 繰越金	0	32, 355	32, 355
補正されなかっ	た科目に係る額	19, 538, 215	0	19, 538, 215
歳	슴 計	23, 746, 457	47, 100	23, 793, 557

(歳出)				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		2, 201, 417	2, 834	2, 204, 251
	1. 総務管理費	2, 201, 417	2,004	2, 204, 201
	2. 徴税費	1, 691, 367	△304	1,691,063
	2. 1 (以代) (1)	298, 947	864	299, 811
	3. 戸籍住民基本台帳費	120, 534	2, 274	122, 808
3. 民生費		10, 376, 448	27, 412	10, 403, 860
	1. 社会福祉費	4 909 069	10.715	4 997 799
	2. 児童福祉費	4, 808, 068	19, 715	4, 827, 783
		2, 939, 976	6, 866	2, 946, 842
	3. 生活保護費	2, 628, 100	831	2, 628, 931
4. 衛生費		2, 743, 580	7, 191	2, 750, 771
	1. 保健衛生費	932, 655	7, 191	939, 846
6. 農林水産業費		114, 095	8, 150	122, 245
	1. 農業費	114, 095	8, 150	122, 245
8. 土木費		1, 574, 986	122	1, 575, 108
	4. 都市計画費	1, 063, 922	122	1, 064, 044
10. 教育費		2, 757, 975	1, 391	2, 759, 366
	1. 教育総務費	393, 754	291	394, 045
	7. 保健体育費	1, 045, 763	1, 100	1, 046, 863
補正されなかっ	った科目に係る額	3, 977, 956	0	3, 977, 956
歳出	合 計	23, 746, 457	47, 100	23, 793, 557

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

		<u> </u>
事項	期間	限度額
新庁舎建設基本構想・基本計画策 定業務委託料	平成31年3月末まで	24, 878
保育所及びこども園給食調理業務委託料	平成32年3月末まで	122, 073
中学校給食調理業務委託料	平成32年7月末まで	171, 935

平成28年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,704千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,777,204千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位:千円)

(万文/\)				(十)元・111/
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		2, 638, 943	2, 835	2, 641, 778
	2. 国庫補助金	1, 017, 543	2, 835	1,020,378
9. 繰入金		641, 555	1, 869	643, 424
	1. 一般会計繰入金	641, 554	1, 869	643, 423
10. 繰越金		0	107, 000	107, 000
	1. 繰越金	0	107, 000	107, 000
補正されなかっ	た科目に係る額	6, 385, 002	0	6, 385, 002
歳入	合 計	9, 665, 500	111, 704	9, 777, 204

(歳出)				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		108, 986	4, 704	113, 690
	1. 総務管理費	89,746	4, 704	94, 450
8. 基金積立金		35,113	107, 000	107, 001
	1. 基金積立金	1	107, 000	107, 001
補正されなかった科目に係る額		9, 556, 513	0	9, 556, 513
歳 出	合 計	9, 665, 500	111, 704	9, 777, 204

平成28年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 平成28年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)
- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ5,946,417千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰入金		864, 476	2, 325	866, 801
	1. 一般会計繰入金	844, 012	2, 325	846, 337
8. 繰越金		0	115, 481	115, 481
	1. 繰越金	0	115, 481	115, 481
9. 諸収入		1,695	2, 211	3, 906
	3. 雑入	1,625	2, 211	3, 836
補正されなかっ	った科目に係る額	4, 960, 229	0	4, 960, 229
歳 入	合 計	5, 826, 400	120, 017	5, 946, 417

(歳出)				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費	1. 総務費		2, 325	116, 001
	1. 総務管理費	64, 353	2, 325	66, 678
5. 基金積立金		10, 568	102, 189	112, 757
	1. 基金積立金	10, 568	102, 189	112, 757
7. 諸支出金		2, 356	15, 503	17, 859
	1. 償還金及び還付加算 金	2, 356	15, 503	17, 859
補正されなかっ	た科目に係る額	5, 699, 800	0	5, 699, 800
歳出	合 計	5, 826, 400	120, 017	5, 946, 417

平成28年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号) 平成28年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるとこ ろによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ363千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ724、163千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 繰越金		0	363	363
	1. 繰越金	0	363	363
補正されなかっ	た科目に係る額	723, 800	0	723, 800
歳 入	合 計	723, 800	363	724, 163

(歳出) (単位:千円)

(///// // /				(== . 1 4 /
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域 連合負担金		675, 571	363	675, 934
	1. 後期高齢者医療広域 連合負担金	675, 571	363	675, 934
補正されなかっ	た科目に係る額	48, 229	0	48, 229
歳 出	合 計	723, 800	363	724, 163

平成28年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)

平成28年度大和高田市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ23,820,557千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位:千円)

(//)X// (/				(十一元・111)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
18. 繰越金		32, 355	27, 000	59, 355
	1. 繰越金	32, 355	27, 000	59, 355
補正されなかっ	た科目に係る額	23, 761, 202	0	23, 761, 202
歳 入	슴 計	23, 793, 557	27, 000	23, 820, 557

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 土木費		1, 575, 108	27, 000	1, 602, 108
	3. 河川費	27, 899	27, 000	54, 899
補正されなかっ	た科目に係る額	22, 218, 449	0	22, 218, 449
歳出	슴 計	23, 793, 557	27, 000	23, 820, 557

告示第101号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成28年9月15日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため 大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曽大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成29年1月4日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成28年6月1日から平成28年6月30日までの間

告示第102号

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成28年9月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成16年告示第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「2年」を「1年」に改める。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 看護師(准看護師を含む。)
- (2) 社会福祉士
- (3) 介護福祉士
- (4) 保育士
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 管理栄養士
- (9) 栄養士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) 理容師
- (13) 美容師
- (14) その他市長が必要と認める資格

第4条第1項中「24月」を「36月」に改める。

第5条の2第1項中「2年」を「1年」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

様式第1号中「看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・准看護士・管理栄養士・ 栄養士・歯科衛生士・理容師・美容師・その他 ()」を削る。

附則

(施行期日)

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

告示第103号

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成28年9月16日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成16年告示第36号)の一部を次のように 改正する。

第4条中「20パーセント」を「60パーセント」に、「10万円」を「20万円」に、「4,000円」を「1万2千円」に改める。

様式第1号及び様式第3号中「です。)」を「です。)です。」に、「2割」を「6割」に、「10万円」を「20万円」に改める。

附則

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

告示第104号

平成28年度国民健康保険税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年9月23日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. この納入通知書の発送年月日

平成28年7月7日

平成28年8月7日

2. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注)地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第105号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年9月23日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- この通知の発送年月日 平成28年9月12日
- 2. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第106号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成28年9月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- この通知の発送年月日 平成28年9月15日
- 2. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第107号

大和高田市高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成28年9月30日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高齢者インフルエンザ予防接種実施要綱(平成25年告示第99号)の一部を次のよう

に改正する。

第4条中「1,000円」を「1,300円」に改める。

附則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

告示第107号の2

大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会設置要綱を次のように定める。 平成28年9月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会設置要綱

(目的)

第1条 大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり基本構想及び基本計画の策定に向けて幅広い意見を求めるため、大和高田市シビックコア周辺地区まちづくり意見交換会(以下「意見交換会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 意見交換会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
 - (1) まちづくりビジョンに関すること。
 - (2) シビックコア周辺地区の土地及び施設の有効利用に関すること。

(組織)

- 第3条 意見交換会の委員は、40人以内とする。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 町総代
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 意見交換会は、前条に掲げる事項について意見及び専門的な知見を得るため、必要に応じてアド バイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱又は任命の日から意見交換会が所掌する事務を完了した日までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 意見交換会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は副市長をもって充て、副会長は会長が指名した者とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 意見交換会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 意見交換会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 意見交換会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、意見交換会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 意見交換会の庶務は、財務部財産管理課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営について必要な事項は、会長が意見交換会 に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる意見交換会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、 市長が招集する。

告示第108号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年10月3日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

(1) 放置禁止区域

	高田駅	大和 !・JR 沢周辺	近鉄高駅周	第田市 野辺		公塚駅辺		孚孔駅 辺	近鉄第	
移動年月日	自転車	原動 機付 自転 車	自転車	原動 機付 自転 車	自転車	原動 機付 自転 車	自転車	原動 機付 自転 車	自転車	原動 機付 自転 車
平成28年9月2日	2	1								
平成28年9月6日	2									
平成28年9月7日	4									
平成28年9月9日	1		2							
平成28年9月12日	1									
平成28年9月13日	1									
平成28年9月15日	1	1								
平成28年9月21日	2									
平成28年9月26日	2									
平成28年9月28日	1		1							
平成28年9月29日	1									
平成28年9月30日			2							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付 自転車
平成28年9月26日	道路	大和高田市春日町2丁目地内	1	
平成28年9月27日	道路	大和高田市大字出地内	1	

3. 保管場所

大和高田市曽大根

大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示日から60日間。ただし、祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時~正午・午後1時~午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時~正午

- 6. 引取りのための必要事項
- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所生活安全課 電話 0 7 4 5 - 2 2 - 1 1 0 1 代表

告示第109号

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、平成28年10月11日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月4日

大和高田市長 吉田誠克

記

1 供用及び処理を開始する年月日

平成28年10月25日

2 供用及び処理を開始する区域

高田川第3処理分区 野口・市場

高田川第3-1処理分区 市場

高田川第4処理分区 礒野北・岡崎

高田川第5処理分区 春日町1丁目・春日町2丁目・東中1丁目

曽大根1丁目

高田川第6処理分区 中三倉堂1丁目・南今里町・蔵之宮町・廿田町

南陽町・東雲町

高田川第7処理分区 築山・有井

葛城川第5処理分区 出

3 供用を開始する排水施設の区域

大和高田市全図参照(1:10,000)上下水道部下水道課にて縦覧

4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

分流式

5 終末処理場

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

公告

公告 第 100 号

公売公告兼見積価額公告

平成28年 8月22日

大和高田市長 吉田 誠克

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定によ り公告します。

1	公员	売 財 産	の内	容	別刹	紙公売公告付表のとおり	
2	公	売の	方	法	入	札	
	公	売	日	時	平成	成28年11月1日 午前10時00分から	
3		入	札		平成	或28年11月1日 午前10時40分から午前11時00分まで	
		開	札		平成	或28年11月1日 午前11時00分	
4	公	売	場	所	橿原	原市常盤町605番地の5 奈良県橿原総合庁舎 1階 会議室	
5	5 公売保証金及び見積価額 別紙公売公告付表のとおり						
6	公売	保証金	納付其	朝限	平成	或28年11月1日 午前10時00分から午前10時30分まで	
7	売	却	決	定	日時	平成28年11月8日 午前10時00分 場所 大和高田市収納対策室	
8	買	受代金?	納付其	別限	日時	平成28年11月8日 午前11時30分 にだし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)	
9		人についの 他		-	別刹	紙「公売における注意事項」のとおり	
10	1. 午前10時までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 次順位買受制度の適用があります。						
					配	当を受ける者の権利の申出について	

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する 者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。 大和高田市役所 収納対策室 0745-22-1101(代表) 内線236

公売公告付表

売却区分		見積価額	2,809,000 円
番号	大和高田市-1-2	公売保証金	290,000 円
公売財産の表示	(土地) 所在 奈良県大和 地番 69番3 地目 田 地積 487㎡ 以上登記簿による	高田市大字出	
公売財産の概要	約0.7km ・その他物件情報 ゴ の の	の地点にある農地 直路とは接面せず、四 D農地に比べ約1mか	東へ約0.7km 坊城駅より北西に 9方を民地に囲まれている。周囲 さ上げされており、コンクリート製 いる。北面の土地とは同一の高さ
利用状況· 法的規制等	地は「	6	地) nほどかさ上げしてあり、北側の土
その他 公売条件等	す。 ・公売に参加する場合ださい。 ・境界については、隊・大和高田市は公売・大和高田市は瑕疵	合は、事前に公売財 ないまでは ないませい はないませい はないませい はないませいませいませいませいませい。 は、事前に公売財 は、事前に公売 は、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま	いません。

公告第 110 号

公壳公告兼見積価額公告

平成28年 9月26日

大和高田市長 吉田 誠克

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

1	公司	も財産	財 産 の 内 容 別紙公売公告付表のとおり						
2	公	売 σ.	方	法	入	札			
	公	売	日	時	平成	28年11月1日 午前10時00分から			
3		入	札		平成	28年11月1日 午前10時40分から午前11時00分まで			
		開	札		平成	28年11月1日 午前11時00分			
4	公	売	場	所	橿原	市常盤町605番地の5 奈良県橿原総合庁舎 1階 会議室			
5	5 公売保証金及び見積価額				別紙	そ付表のとおり			
6	公売	保証金	納付其	朝限	平成	28年11月1日 午前10時00分から午前10時30分まで			
7	売	却	決	定	日時	平成28年11月8日 午前10時00分 場所 大和高田市収納対策室			
8	買受	代金	納付其	月限	日時	平成28年11月8日 午前11時30分 (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)			
9	買受人についての資格 その他の要件 別紙「公売における注意事項」のとおり								
						に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。 ト記公売保証会納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証会を納			

2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。

そ 3. 次順位買受制度の適用があります。

10 の 4. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。

他 5. 大和高田市は瑕疵担保責任を負いません。

- 6. その他については別紙「公売における注意事項」をご覧ください。
- 7. 公売物件の地図・写真等については大和高田市収納対策室で閲覧いただけます。
- 又は大和高田市ホームページ(http://www.city.yamatotakada.nara.jp/)でご覧いただけます。

配当を受ける者の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する 者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。

大和高田市役所 収納対策室 0745-22-1101(代表) 内線236

公売公告付表

売却区分	+10=n+ / /	見積価額	6,926,000	円
番号	大和高田市-1-1	公売保証金	700,000	円
公売財産の表示	(土地) 所在 奈良県大和 地番 249番 地目 宅地 地積 376.85m 以上登記簿による	ที่		
公売財産の概要	学駅から ・その他物件情報 型 り	ら南東へ約1.5kmの写 国に間口があり幅約3 主車場として貸し出さ 日線にて13台分の駐	iへ約0.8km、JR和歌山線 5 E地 3.2mの市道に接している。 れており、アスファルト舗装 車スペースが区切られてい があり、壁にて仕切られてし	現況は 及び る。北
利用状況• 法的規制等	建ぺい率 60% 容積率(指定) 2009 高度地区 15m 地勢 平地	種中高層住居専用地		
その他 公売条件等	ださい。 ・境界については、降 ・大和高田市は公売 ・大和高田市は瑕疵 ・物件内の動産類の ・現在駐車場として買	雄接地所有者と協議し 財産の引渡義務を負 担保責任を負いませ 撤去は、全て買受人	いません。 ん。 自身で行ってください。 oれますが、契約関連につし	

公告第111号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告 します。

平成28年9月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	高6枝旭北町地内管渠工事(54)·給配水管移設工事(G54)·配水管布設替
	工事に伴う舗装工事(旭北町)
2 工事場所	大和高田市旭北町地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年2月28日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしてい
り 八札 多加 貸 格要件	
俗安什	るものとします。 (1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の十木一
	(1) 平成28年度人和尚田印建設工事寺駅宇八札参加貨格有登録名簿の工木一 式工事に登録している者であること。
	(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。
	(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
	(4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
	(4)地の自信伝施行や第10~米の4第1頃の規定に該当しなり名(あること。 (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て
	(3) 云代文生伝(十成14十伝律第1345)に基づさえ生子続開始の中立(
	手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定に
	よる更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けてい
	よる火生計画応引人は八事件生仏の規定による丹生計画応引の代定を支げてい る者を除く。
	(0) 人和同山巾八札参加貨榴停工相直安橋(十成21千日小第80万)に塞り く資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
	(7)(4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成
	15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
	(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履
	(6) 本名古の名古口の前日よくに、既に九韻りく支任しくいる而先任工事が複
	17年 (裕札した時点がら竣工機量を支げたけませ)の有てないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件
	(3) 本公古の公古はから八九時点よくの間に印発在工事における他の八九条件 において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資
加資格確認の	との競手人性に参加しようとするもは、状に掲げるとおり 成競手人化参加員 格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての
申請	確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は
十 時	確応で支げなければなりよせん。よた、頻成よくに中間音等を促出しなり有文は 入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加する
	ことができません。
	ここがくさません。 (1)申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市
	ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するととも
	に、契約監理室にも備え付けています。
	(2)必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申
	(2) 記録音類として、3 (7) に除る象が団体体に関する誓約書は、本市指定様式
	によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに
	掲載しています。
	(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け
	付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。
	(4) 受付期間
	平成28年9月29日(木)から平成28年10月5日(水)まで。ただし、
	土曜日及び日曜日を除きます。
	(5) 受付時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを
L	1110110 0711 0111 071 071 071 071 071 07

	#A 1. 1 1
	除きます。
	(6)受付場所
	大和高田市大中100番地1
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
7 競争入札参	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その
加資格の確認	結果は、郵送により通知します。
通知	(1) 郵送日
	平成28年10月6日(木)
	(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知
	参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。
	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知
	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付しま
	す。
8 入札説明書	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札
(仕様書)の閲	説明書(仕様書)を貸し出します。
覧等	(1) 閲覧等の期間
	平成28年9月29日(木)から平成28年10月11日(火)まで。ただ
	し、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
	(2) 閲覧等の時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを
	除きます。
	(3) 閲覧等の場所
	大和高田市大中100番地1
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
9 入札説明書	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり
(仕様書)につ	行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載
いての質疑応	しています。
答	(1)受付期限
	平成28年10月12日(水)午後5時
	(2) 送信先
	大和高田市役所環境建設部契約監理室
	FAX 0745-49-0053
	(3)回答期限
	平成28年10月14日(金)午後5時
	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。
提出方法	(1) 期限
1/2 1/2	平成28年10月18日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日
	以降に到着した入札書は無効とします。
	(2) 郵送先
	T 6 3 5 - 8 7 9 9
	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留
	大和高田市契約監理室
	(3) 郵送方法
	- 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるもの
	とし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書へ	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。) に係る課税事
の記載	業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額
· > HU450	で記載してください。
1 2 入札保証	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第
金	9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として
-1/-	徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参

	ho/b/4/ / O / HIII + 2# 10 7 - 1 1 1 1 10 10 1 1
	加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日	入札書の開札は、次のとおり行います。
時等	(1) 日時
	平成28年10月19日(水)午前9時30分
	(2)場所
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2 階会議室
	(3) 開札結果等の公表
	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧
	に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無	無効の入札については、次のとおりとします。
効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請
	を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札
	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定
	前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもっ
決定	て入札を行った者とします。
16 契約保証	免除します。
金	
17 最低制限	7,450,000円(消費税等抜き)
基準比較価	
格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。
	(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開
	札を中止します。
	(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
	(4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第112号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告 します。

平成28年9月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	敷枝有井地内管渠工事 (64)・給配水管移設工事 (G64)
2 工事場所	大和高田市有井地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年2月28日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしてい
格要件	るものとします。
	(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一
	式工事に登録している者であること。
	(2) 平成28年度大和高田市格付け等級がD級の者であること。
	(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
	(4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
	(5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て
	がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生
	手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定に
	よる更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けてい

る者を除く。

- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づ く資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7)(4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成 15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。

6 競争入札参 加資格確認の 申請

この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

- (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。
- (2)必要書類として、5 (7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。
- (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。
- (4)受付期間

平成28年9月29日(木)から平成28年10月5日(水)まで。ただし、 土曜日及び日曜日を除きます。

(5) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを 除きます。

(6) 受付場所

大和高田市大中100番地1

大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室

7 競争入札参 加資格の確認 通知

競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その 結果は、郵送により通知します。

(1) 郵送日

平成28年10月6日(木)

(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知

参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。

(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知

参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。

8 入札説明書 (仕様書)の閲 覧等

入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札 説明書(仕様書)を貸し出します。

(1) 閲覧等の期間

平成28年9月29日(木)から平成28年10月11日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(2) 閲覧等の時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを 除きます。

(3) 閲覧等の場所

大和高田市大中100番地1

大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1 階環境建設部契約監理室

	1 1 1 2 3 日本(仏様書) についての所収せが内体は FAVにより 次のしより
9 入札説明書	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり
(仕様書)につ	行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載
いての質疑応	しています。
答	(1) 受付期限
	平成28年10月12日(水)午後5時
	(2) 送信先
	大和高田市役所環境建設部契約監理室
	FAX 0745-49-0053
	(3)回答期限
	平成28年10月14日(金)午後5時
	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。
提出方法	(1)期限
	平成28年10月18日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日
	以降に到着した入札書は無効とします。
	(2)郵送先
	〒 635−8799
	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留
	大和高田市契約監理室
	(3) 郵送方法
	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるもの
	とし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書へ	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事
の記載	業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額
V 104X	で記載してください。
12 入札保証	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第
金	9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として
<u>215'</u>	3米第2項の焼煙により入れ金額の100分の3に相当りる金額を運輸金として 徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参
	飲収しより。また、人和同田中八代参加負俗停止相直安綱の規定に塞りて八代参 加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日	八札書の開札は、次のとおり行います。
13 開化の日 時等	八化音の囲化は、次のこねり1] v まり。 (1)日時
村子	
	平成28年10月19日(水)午前9時40分
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室
	(3) 開札結果等の公表 まれ 本が独立後 初め野畑マスナンマー 帆の開覧
	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧
1 4 1 1 1 0 600	に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無	無効の入札については、次のとおりとします。
効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請
	を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札
	(3)競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定
11.11.12	前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもっ
決定	て入札を行った者とします。
16 契約保証	免除します。
金	
17 最低制限	3,910,000円(消費税等抜き)
基準比較価	
格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

2	0	その他
_	$^{\circ}$	し、マンロ

- (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。
- (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
- (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第113号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 6第1項の規定により公告する。

平成28年9月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 入札に付する事項

物件 番号	所在地	地目	地積 (㎡)	用途地域	現況	最低売却価格 (円)
1	大字大谷572番1	宅地	2095. 7	3 市街化調整区域	建物付	45,690,000
2	東雲町965番6	宅地	282.2	4 第一種住居 地域	更地	8, 552, 000
3	曙町747番4	宅地	111.6	7 第一種住居地域	更地	2, 535, 000
4	曙町798番10	宅地	140.3	7 第一種住居地域	更地	3, 018, 000
5	曙町685番3	雑種地	243.7	2 第一種住居 地域	更地	4, 908, 200
6	曙町685番5	宅地	272.3	7 第一種住居地域	建物付	4, 267, 000
7	曙町800番13	宅地	158.6	6 第一種住居地域	更地	2, 973, 040
8	曙町809番14	宅地	296.3	9 第一種住居 地域	更地	5, 853, 000

- 2 入札参加に際しての注意事項
 - (1) 現状有姿の売却とする。
 - (2) 「物件番号1」及び「物件番号6」については、既存建物がある。
 - (3) 最低売却価格は、既存建物等工作物の撤去費用相当額を差し引いた価格とする。
- 3 入札に参加する者に必要な資格要件
 - (1) 参加資格法人又は個人とする。
 - (2) 欠格

次のアからカのいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)の規定により、入札 参加資格停止の措置を受けている者
- ウ 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6 号に規定する暴力団員及びその構成員
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第 5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員
- カ 大和高田市の市税を滞納している者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

- (1) 申込みに必要な提出書類
 - ア 市有財産売却入札参加申込書(実印)(以下「申込書」という。)
 - イ 誓約書 (実印)
 - ウ 暴力団排除に関する誓約書(実印)
 - 工 市税滞納情報照会同意書
 - オ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本
 - カ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書(現在事項全部証明書)
 - ※ 才及びカについては、発行後、3月以内の原本に限る。
- (2) 入札参加申込の方法並びに受付の期間及び場所
 - ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。
 - イ 受付期間 平成28年10月11日(火)から平成28年11月17日(木)まで(土 日、祝日を除く。)

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までを除く。)

- ウ 受付場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1 大和高田市財務部財産管理課(大和高田市庁舎2階)
- (3) 入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

(4) 入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認めた者には、申込書に受付印を押印した申込書の写しを交付する。

5 入札保証金の納付

入札参加者は、入札受付の1時間前までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を銀行振出 小切手で納付しなければならない。

- 6 入札及び開札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年11月22日(火)午前10時
 - (2) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所別棟2階会議室

7 入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、次に定めるところにより提出しなければならない。

- (1) 入札当日の受付開始時刻までに辞退届を提出するとき 財産管理課に提出すること。
- (2) 入札受付開始時刻から入札開始時刻までに辞退届を提出するとき 入札執行者に提出する
- (3) 前2号のいずれかにかかわわらず、辞退届は、必ず持参するものとし、郵送による提出は認めない。
- 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札

- (4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (5) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (7) 入札金額を加除訂正した入札
- (8) 最低売却価格に達しない価格での入札
- (9) 郵送等により送付された入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札
- 9 落札者の決定方法

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者の うち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同 価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い落札者を決定する。

10 契約保証金

契約締結までに売買代金の100分の10以上の契約保証金(入札保証金全額を充当)を納付しなければならない。

- 11 契約締結等
 - (1) 契約の締結日

落札者は、平成28年11月29日(火)(当日の正午まで)に契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

(2) 契約書作成の要否要す。

12 売買代金の納入

落札者は、売買代金の残金(売買代金と契約保証金との差額をいう。)を平成28年12月9日(金)までに納付しければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

- 13 契約条件
 - (1) 所有権の移転等
 - ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に土地を引き渡すものとする。 イ 所有権の移転登記は、大和高田市が嘱託により行う。
 - (2) 契約費用及び公租公課等
 - ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。
 - イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。
 - ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。
 - エ その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。
 - (3) 損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(4) その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

14 問い合わせ先

奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市財務部財産管理課

電話 0745-22-1101

教育委員会

教育委員会告示第19号

大和高田市教育委員会10月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成28年9月29日

大和高田市教育委員会 教育長 早 川 博

記

日 時 平成28年10月4日(火)午後3時30分

場 所 市役所4階委員会室

議 案 第1号 平成28年度教育委員会表彰被表彰者について

第2号 第22回大和高田市ふれあい「スポーツ広場」開催要項(案)について

第3号 第34回市民親子バドミントン大会開催要項(案)について

第4号 後援願いについて

第5号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第33号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年10月7日

大和高田市選挙管理委員会 委員長 松 村 惠 由

- 1. 日 時 平成28年10月14日(金)午前9時
- 2.場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所4階合同委員会室
- 3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について 第2号 その他

監査委員事務局

監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、平成27年度出資団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年9月16日

大和高田市監査委員 吉 井 保 次

西川繁和

○平成27年度大和高田市土地開発公社監査結果

第1. 監査の概要

1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社

平成27年度出納その他の事務

2. 監査の期間 平成28年7月1日~平成28年7月31日

3. 監査の結果 今回の監査は、平成27年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類につい

て照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四 捨五入とした。

第2. 事業の概要

1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社(以下「公社」という。)は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理を行うため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設している。

2. 設立と沿革

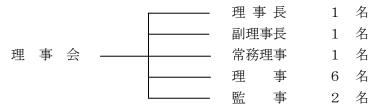
前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役 所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は平成28年3月3 1日現在、大和高田市からの派遣職員5名(5名兼務)をもって構成されている。

(管理組織図)



理事長 — 副理事長 — 常務理事 — 事務局長 — 事務局長補佐 — 庶務係

4. 事業実施状況

平成27年度の事業実施状況は、次のとおりである。

(1)取得

平成27年度の大和高田市からの先行取得依頼はなし。

(2) 売却

事	業名	面 積 (m²)	売 却 価 格 (円)	備	考
浮孔駐輪場建設事業用地(大字田 井54-12)		455.26	14, 588, 000		
合	計	455.26	14, 588, 000		

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合し、預金については在高証明書により確認したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. かすび

平成20年度に策定された「土地開発公社経営健全化に関する計画」が平成24年で終了となった。

この計画に沿って事業用資産の売却が進み、資産残高、借入金残高が減少し、計画に基づき公 社所有地の買戻しが行われてきた。今年度においても、事業用資産の売却により、資産残高及び 借入金残高の減少を示している。

今後も、保有資産の処分または活用については、適正な調査、検討を図り、有効的かつ計画的な経営に努められたい。

また、借入れに当たっては、、金融機関等借り入れ先と十分な協議を行い、低利な資金への借換等更なる調達コストの低減を図られ、公社経営の健全化に努められたい。

農業委員会

農業委員会告示第9号

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

平成28年9月27日

大和高田市農業委員会 会長 松 田 榮 義

記

日 時 平成28年10月7日(金)午前11時

場 所 市役所 4 階会議室

議 案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 その他

公営企業

水道事業告示第11号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成28年10月1日

水道事業管理者 大和高田市長 吉 田 誠 克

業者名 代表者名 所在地

ロイヤルホームセンター 中山 正明 大阪市西区阿波座1丁目5番16号

株式会社 大和ビル6階

株式会社竹中ガス住設 池上 邦夫 大阪市城東区鴫野西5町目20番10号

センター

水道事業公告第19号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告 します。

平成28年9月28日

水道事業管理者

	大和高田市長 吉 田 誠 克
1 工事名	配水管布設替工事(根成柿)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしてい
格要件	るものとします。
	(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事
	(水道) に登録している者であること。
	(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
	(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。
	(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
	(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て
	がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生
	手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定に
	よる更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けてい
	る者を除く。
	(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づ
	く資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
	(8)(5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成
	15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
	(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履
	行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。
	(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案
0 +++++++++++++++++++++++++++++++++++++	件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資
加資格確認の 申請	格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての 確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は
1 中間	本語を支げなけないななりよせん。よた、病臓よくに中間音等を促出しない自文は
	ことができません。
	(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式に
	ついては、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロ
	ード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。
	(2)必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申
	請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式
	によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに
	掲載しています。
	(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け
	付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。
	(4)受付期間 平成28年9月29日(木)から平成28年10月5日(水)まで。ただし、
	中成28年9月29日(木) から平成28年10月5日(水) まで。たたし、 土曜日及び日曜日を除きます。
	(5)受付時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを
	除きます。
	(6)受付場所
	大和高田市大中100番地1
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
7 競争入札参	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その
加資格の確認	結果は、郵送により通知します。
通知	(1)郵送日

	平成28年10月6日(木)
	(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知
	参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。
	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知
	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付しま
	す。
8 入札説明書	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札
(仕様書)の閲	説明書(仕様書)を貸し出します。
覧等	(1) 閲覧等の期間
	平成28年9月29日(木)から平成28年10月11日(火)まで。ただ
	し、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
	(2) 閲覧等の時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを
	除きます。
	(3) 閲覧等の場所
	大和高田市大東町5番22号
	大和高田市水道事業庁舎3階会議室
9 入札説明書	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり
(仕様書)につ	行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載
いての質疑応	しています。
答	(1)受付期限
	平成28年10月12日(水)午後5時
	(2)送信先
	大和高田市役所環境建設部契約監理室
	FAX 0745-49-0053
	(3)回答期限
	平成28年10月14日(金)午後5時
	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の	
提出方法	(1)期限
	平成28年10月18日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日
	以降に到着した入札書は無効とします。
	T635-8799
	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留
	大和高田市契約監理室
	(3) 郵送方法
	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるもの
	とし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書へ	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事
の記載	業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額
10 14/43	で記載してください。
12 入札保証	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第
金	9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として
	徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参
10 81100	加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日味
時等	(1) 日時 平成28年10月19日(水) 午前9時
	平成28年10月19日 (水) 午前9時 (2) 場所
	(2)場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階会議室
II	(O) 阿尔帕木中V/AX

	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧
	に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無	無効の入札については、次のとおりとします。
効	(1)大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請
	を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札
	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定
	前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもっ
決定	て入札を行った者とします。
16 契約保証	免除します。
金	
17 最低制限	12,190,000円(消費税等抜き)
基準比較価	
格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。
	(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開
	札を中止します。
	(3)入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
	(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

水道事業公告第20号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告 します。

平成28年9月28日

水道事業管理者

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	配水管布設工事及び消火栓新設工事(日之出町)
2 工事場所	大和高田市日之出町地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしてい
格要件	るものとします。
	(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事
	(水道)に登録している者であること。
	(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
	(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。
	(4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
	(5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て
	がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生
	手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定に
	よる更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けてい
	る者を除く。)
	(6)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づ
	く資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
	(7)(4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成
	15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

п	
	(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履
	行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。
	(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件
	において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参	
加資格確認の	格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての
申請	確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は
	入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加する
	ことができません。
	(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式に
	ついては、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロ
	ード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。
	(2)必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申
	請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式
	によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに
	掲載しています。
	(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け
	付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。
	(4) 受付期間
	です 又 1 7 5 1 7
	- 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
	工曜日及び日曜日を除さより。 (5)受付時間
	(3) 文内時間
	一十前の時30分から十後の時13分よく。たたし、正十から十後1時よくを 除きます。
	「ほうまり。 (6)受付場所
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	大和高田市大中100番地1
7 競争入札参	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室 競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その
加資格の確認	競事人化参加賃格の確認は、申請責等の提出期限をもって行りものとし、その 結果は、郵送により通知します。
が 通知	柏木は、野塔により囲却しまり。 (1)郵送日
週刊 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	平成28年10月6日(木)
	(2)競争入札参加資格を認めた場合の通知
	参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。
	(3)競争入札参加資格を認めなかった場合の通知
	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付しま
0 1 1 2 11 2.	す。
8 入札説明書	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札 ※明書(小様書) ** (株ま) ** (** (** (***) ** (***) ** (** (***) ** (***) ** (** (
(仕様書)の閲	説明書(仕様書)を貸し出します。
覧等	(1) 閲覧等の期間
	平成28年9月29日(木)から平成28年10月11日(火)まで。ただ
	し、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
	(2) 閲覧等の時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを
	除きます。 (a) 2007 (b) 1007 (c)
	(3) 閲覧等の場所
	大和高田市大東町5番22号
	大和高田市水道事業庁舎3階会議室
9 入札説明書	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり
(仕様書)につ	行います。質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載
いての質疑応	しています。
答	(1)受付期限
	平成28年10月12日(水)午後5時
1	

	(0) 洋层井
	(2) 送信先
	大和高田市役所環境建設部契約監理室
	FAX 0745-49-0053
	(3)回答期限
	平成28年10月14日(金)午後5時
	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。
提出方法	(1)期限
	平成28年10月18日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日
	以降に到着した入札書は無効とします。
	(2)郵送先
	〒 635−8799
	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留
	大和高田市契約監理室
	(3) 郵送方法
	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるもの
	とし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書へ	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事
の記載	一人化音・ペス、相質性及び地方相質性(以下・相質性等」という。)に係る味代等 業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額
▼ノp□単X	未有じめるが免税事業有じめるがを同わり、失利布室金額を相負税等扱きの金額 で記載してください。
12 入札保証	C記載してください。 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第
金	9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として
	徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参
	加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日	入札書の開札は、次のとおり行います。
時等	(1) 日時
	平成28年10月19日(水)午前9時10分
	(2)場所
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2 階会議室
	(3) 開札結果等の公表
	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧
	に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無	無効の入札については、次のとおりとします。
効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請
	を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札
	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定
	前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもっ
13 裕礼有の 決定	一番化石は、取区間は価格と「足価格の間限の範囲」「において取区の価格をもう て入札を行った者とします。
16 契約保証	免除します。
金	11 220 00 00 0 1 (沙典路炊せた)
17 最低制限	11,320,000円(消費税等抜き)
基準比較価	
格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。
	(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開
	札を中止します。
	(3)入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
	(4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

水道事業公告第21号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告 します。

平成28年9月28日

水道事業管理者

大和高田市長 吉 田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(有井第4工区)
2 工事場所	大和高田市有井地内
3 工事期間	契約締結日から平成29年1月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしてい
格要件	るものとします。
	(1) 平成28年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事
	(水道)に登録している者であること。
	(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
	(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。
	(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。
	(5)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
	(6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て
	がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生
	手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定に
	よる更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けてい
	る者を除く。
	(7)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づ
	く資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
	(8)(5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成
	15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
	(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履
	行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案
	(10) 本公古の公古口がら入れ時点まての前に印先往上事における他の入れ来 件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資
加資格確認の	格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての
申請	一確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は
1 111	入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加する
	ことができません。
	(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式に
	ついては、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロ
	ード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。
	(2)必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申
	請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式
	によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに
	掲載しています。
	(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け
	付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。
	(4) 受付期間
	平成28年9月29日(木)から平成28年10月5日(水)まで。ただし、
	土曜日及び日曜日を除きます。
	(5)受付時間

-	
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを
	除きます。
	(6)受付場所
	大和高田市大中100番地1
7 始各141分	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
7 競争入札参	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その 結果は、郵送により通知します。
加資格の確認 通知	稲米は、郵送により通知しより。 (1)郵送日
(地方)	(1) 郵送日 平成28年10月6日(木)
	一一次23年10月0日(水) (2)競争入札参加資格を認めた場合の通知
	(3)競争入札参加資格を認めなかった場合の通知
	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付しま
	す。
8 入札説明書	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札
(仕様書)の閲	説明書(仕様書)を貸し出します。
覧等	(1) 閲覧等の期間
	平成28年9月29日(木)から平成28年10月11日(火)まで。ただ
	し、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
	(2) 閲覧等の時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを
	除きます。 (3) 閲覧等の場所
	(3) 閲覧寺の場所 大和高田市大東町 5番 2 2 号
	大和高田市水道事業庁舎3階会議室
9 入札説明書	
(仕様書)につ	
いての質疑応	しています。
答	(1)受付期限
	平成28年10月12日(水)午後5時
	(2)送信先
	大和高田市役所環境建設部契約監理室
	FAX 0745-49-0053
	(3)回答期限
	平成28年10月14日(金)午後5時
10 7 1 # 0	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の 提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) #M/M
() () () () () () () () () () () () () ((1) 期限
	一十成20年10月10日(久)。八代教们日の前日であるため、この日の翌日 以降に到着した入札書は無効とします。
	(2) 郵送先
	T 6 3 5 - 8 7 9 9
	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留
	大和高田市契約監理室
	(3)郵送方法
	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるもの
	とし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書へ	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事
の記載	業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額
10 71/11=-	で記載してください。
12 入札保証	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第
金	9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として
L	

	徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参
	加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日	入札書の開札は、次のとおり行います。
時等	(1) 日時
	平成28年10月19日(水)午前9時20分
	(2)場所
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2 階会議室
	(3) 開札結果等の公表
	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧
	に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無	無効の入札については、次のとおりとします。
効	(1)大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請
	を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札
	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定
	前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもっ
決定	て入札を行った者とします。
16 契約保証	免除します。
金	The state of the s
17 最低制限	8, 140, 000円(消費税等抜き)
基準比較価	
格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。
	(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開
	札を中止します。
	(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。
	(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。